平成 23 年度

行政監查結果報告書

(「浜田市連結財務書類4表」等の監査)

浜田市監査委員平成 24 年 3 月

人

第Ⅰ	3	番鱼0)種類
第2	;	審査の)テーマ(対象)
第3	;	審査の)期間
第4	;	審査の)方法
第5	;	審査の	0目的及び着眼点
第6	!	監査の)結果
第7		監査事	■項及び監査の状況 (概要) について
	1	連約	ちの範囲について
		(1)	普通会計
		(2)	公営事業会計
		(3)	地方三公社
		(4)	一部事務組合・広域連合
		(5)	第三セクター等
	2	法定	E決算書及び個別財務諸表について
		(1)	普通会計財務書類4表について
	3	公営	宇業会計について(公営企業会計:法適用) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		(1)	水道事業会計 1
			工業用水道事業会計 2
	4		名事業会計について(公営企業会計:法非適用)
			簡易水道事業特別会計 2
			公共下水道事業特別会計 2
			農業集落排水事業特別会計
			漁業集落排水事業特別会計 2
		(5)	生活排水処理事業特別会計 2
		(6)	個別排水処理事業特別会計 2
		(7)	駐車場事業特別会計 2
		(8)	公設水産物仲買売場特別会計 2
	Е	(9)	国民宿舎事業特別会計 3 4条業会計以はのひ営事業会計 3
	5		会企業会計以外の公営事業会計
		(1)	国民健康保険特別会計(事業勘定) 3
		(2) (3)	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定) 3
		` /	老人保健医療事業特別会計
		(4)	後期高齢者医療特別会計 3

6	地方三公社について 3						
	(1) 浜田市土地開発公社						
7 一部事務組合及び広域連合について							
	(1) 浜田地区広域行政組合(一般会計)						
	(2) 浜田地区広域行政組合(介護保険特別会計)						
	(3) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合						
	(4) 島根県市町村総合事務組合						
	(5) 島根県後期高齢者医療広域連合(普通会計及び保険事業会計)						
8	第三セクター等について						
	(1) 財団法人 浜田市教育文化振興事業団						
	(2) 財団法人 三隅町教育文化振興財団						
	(3) 株式会社 かなぎ (かなぎウェスタンライディングパーク)						
	(4) 有限会社 ゆうひパーク三隅						
	(5) 財団法人 浜田市都市環境整備公社(竹迫墓地、笠柄墓地の管理)						
	(6) 財団法人 ふるさと弥栄振興公社(ふるさと体験村)						
9	連結財務書類4表全般におけるその他確認事項						
	及び法定決算書等の連結修正処理について						
10	連結会計の単純合算及び内部取引の相殺消去について						
	(1) 相殺消去の処理について						
11	連結財務書類4表の今後の活用と分析等について						
	(1) 連結財務書類4表の主な作成意義						
	(2) 平成21年度連結財務書類4表の主な状況						
	(3) 今後の「公会計改革」推進に向けた取組みと						
	財務書類4表の活用方法について:補足意見						

(注釈)

- 1 文中の金額は、千円単位等で表示している表中の金額については、単位未満の端数を調整した。そのため、差引金額が一致しない場合がある。
- 2 文中及び各表中の比率は、小数点第2位又は第3位を四捨五入し小数点第1位又は第2位まで表示した(一部を除く)。そのため、比率合計と内訳との計が一致しない場合がある。
- 3 各表又は文中の符号の用法で「△」はマイナスのものである。

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項による行政監査

第2 監査のテーマ(対象)

当該監査の対象は、平成 21 年度決算における「浜田市連結財務書類 4 表」及びその作成の基礎となる連結対象会計における法定決算書及び個別決算書である。

第3 **監査の期間** 平成23年9月26日から平成24年3月5日まで

第4 監査の方法

全てを網羅せず、一部を抽出する試査により監査を実施した。

第5 監査の目的及び着眼点

先ず、作成書類が、総務省の作成要領等により、適正に作成されているかを検証することを目的 に監査を実施した。

そして、地方自治法第2条第14項の「最小の経費で最大の効果を挙げること」、つまり、行政経営(財政運営及び行財政改革、事業執行等)において、経済性・効率性・有効性が確保されているかという観点から、今後の行政経営を推進する上で重要なツールとなる「連結財務書類4表」が有効活用されるか監査した。

具体的には、以下の目的・着眼点により監査を実施した。

- ① 連結財務書類4表及び個別決算書等の信頼性を確保することによって、官庁会計による歳入 歳出決算書等のみでは把握しきれない、連結ストックベースでの浜田市全体での真の財政状態 及び経営成績を明らかにする。
- ② 市民の税金等によって形成された資産の計上額や発生主義によるトータルコスト等の状況を正確に把握する。
- ③ 市民や議会及び取引先、債権者等の外部の利害関係者へ、より明瞭な財政状態及び経営成績 の情報を提供する。
- ④ 最小の経費で最大の効果を挙げるため、今後の財政運営や行財政改革のさらなる推進に向けて、連結財務書類4表を行政経営(内部マネジメント)へ有効活用できるようにする。
- ⑤ 企業会計による発生主義、複式簿記の手法を導入することにより、従来の枠組みでは十分に 取り入れられなかった職員の「経営感覚」を醸成し、市民サービス(効果的な事業執行等) へ還元する。

(参考)連結財務諸表原則、第一 連結財務諸表の目的から抜粋

第二 一般原則

- 一 連結財務諸表は、企業集団の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するものでなければならない。(注解 1)
- 二 連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成しなければならない。(注解2)
- 三 連結財務諸表は、企業集団の状況に関する判断を誤らせないよう、利害関係者に対し必要な財務情報を明瞭に表示するものでなければならない。(注解1)
- 四 連結財務諸表作成のために採用した基準及び手続は、毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

第6 監査の結果

平成 21 年度の連結財務書類 4 表においても、財政課が主導となり作成を行うとともに、議会やホームページ等への分かりやすい報告・公表に努めている。

また、財務書類の作成において、算定の基礎となる十分な積算資料を基に、昨年度よりも精度を 向上させていることは評価するものである。

但し、連結財務書類4表を作成する上では、その基礎となる個別決算書を作成する団体・会計等 及び所管課において、適正な会計処理と決算書の作成をしていることが前提となる。

よって、今後も個別会計等において、適正な決算書類と積算資料の作成に努めるよう団体及び所管課に協力を要請する必要がある。

今後さらに、連結財務書類 4 表の精度を向上させるとともに、本来の目的である行政経営への有効活用に積極的に努められたい。

また、国及び地方において極めて厳しい財政状況下、将来を見据えた「公会計改革」の推進に向け、包括的な財務会計システム(複式簿記システム)の導入や組織的な体制作りの検討を行うとともに、職員の複式簿記・企業会計の技能取得や「経営感覚」の醸成に努められたい。

第7 監査事項及び監査の状況(概要)について

1 連結の範囲について

先ず、連結財務書類 4 表を作成する上で、連結対象に含まれる会計、団体・法人の決定が妥当 か確認した。その結果、以下の会計、団体・法人が適正に連結対象団体に含まれていることを確 認した。

(1) 普通会計

(2) 公営事業会計

公営企業会計(法適用)①水道事業会計、②工業用水道事業会計、(法非適用)①簡易水道事業特別会計、②公共下水道事業特別会計、③農業集落排水事業特別会計、④漁業集落排水事業特別会計、⑤生活排水処理事業特別会計、⑥個別排水処理事業特別会計、⑦駐車場事業特別会計、⑧公設水産物仲買売場特別会計、⑨国民宿舎事業特別会計

公営企業会計以外の公営事業会計①国民健康保険特別会計、②老人保健医療事業特別会計、③ 後期高齢者医療特別会計

(3) 地方三公社

①浜田市土地開発公社

(4) 一部事務組合·広域連合

①浜田地区広域行政組合、②浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合、③島根県市町村総合 事務組合、④島根県後期高齢者医療広域連合

(5) 第三セクター等

①㈱かなぎ(かなぎウェスタンライディングパーク)、②制ゆうひパーク三隅、③㈱浜田市教育文化振興事業団(石央文化ホール、世界こども美術館、ラ・ペアーレ浜田、サン・ビレッジ浜田)、㈱三隅町教育文化振興財団(石正美術館、アクアみすみ、三隅中央公園、田の浦公園運動施設、岡見スポーツセンター、三隅中央会館)、⑤㈱ふるさと弥栄振興公社(ふるさと体験村)、⑥㈱浜田市都市環境整備公社

特に、第三セクター等について連結範囲を確認した。出資比率 50%以上の法人は基本的に連結 対象とする。

出資比率 25%以上 50%未満の法人のうち、法人の業務運営に対して実質的に指導的な立場を確保している場合には連結対象とする。

「社団法人 浜田漁港排水浄化管理センター」は、市の出資比率が 48.6%で、理事長及び理事に市職員が就任しているため、実質的には連結対象に含める必要がないか確認を要する。

また、一部事務組合、広域連合については、各加入団体の規約等に基づく経費負担割合による比例連結とする。これについては、個別財務書類の項目で記載する。

2 法定決算書及び個別財務諸表について

連結財務書類 4 表作成の基礎となる法定決算書及び個別財務諸表が正しく作成されているか、 法定決算書の読替等が適正になされているか監査した。

(1) 普通会計財務書類 4 表について

ア 貸借対照表について

資産の大半を占める「公共資産」全体では、153,419,260 千円(前年度比77,318 千円・0.05%の増加)が計上されている。内訳について以下のとおり確認した。

なお、前年度末公共資産計上額 153,341,942 千円に、当年度の固定資産集計表計上額(資産の取得価格の純増)5,557,546 千円を加算し、当年度減価償却費発生額 5,517,274 千円を控除した額 153,382,214 千円と一致しないため確認を要する (差額 37,046 千円)。

(ア) 有形固定資産の計上について

有形固定資産明細表、有形固定資産減価償却計算表、有形固定資産増加額集計表等により資産計上額を確認した。

有形固定資産の合計額は、償却資産の帳簿価額 121, 207, 621 千円に、土地の 31, 953, 742 千円(償却の必要なし)を加えた 153, 161, 363 千円(前年度比 1, 138 千円の減少)が計上されることを確認した。

償却資産の取得価額は、合計で232,168,338千円が計上されている。

減価償却については、残存価額ゼロの定額法により実施される。耐用年数は、総務費は庁舎50年・その他25年、民生費は保育所30年・その他25年、衛生費、労働費、商工費は25年、農林水産業費は林道48年・造林25年等、土木費は道路48年・橋梁60年・公園40年・住宅40年、消防費は庁舎50年・その他10年、教育費は50年等により償却されている。

その結果、当年度償却額は5,517,274千円、減価償却累計額は110,960,717千円となり、償却資産の帳簿価額として121,207,621千円が計上されている。

普通建設事業費から事業費支弁人件費 111,111 千円 (補助事業費△26,957 千円、単独事業費 △84,154 千円) が適正に控除されている。また、売却可能資産の振替 (「岡見住宅団地」180,571 千円及び「重富住宅団地」分 14,890 千円、「旧中学校寄宿舎」3,136 千円) も、各資産の取得年度の有形固定資産減少額集計表に計上されている。

なお、総務省方式改訂モデルでは、原則、不動産鑑定評価額等の再調達価額(時価)により 資産計上するものであるが、当面は、容認規定として、取得原価を基礎として算定した価額に より算出することが認められている。

但し、改訂モデルによる決算統計(昭和 44 年度から作成)を活用した普通建設事業費の積み上げによる資産計上によれば、資産の実態価額と乖離していると推察される。

特に、昭和 43 年度以前(決算統計作成以前)に取得した資産は計上されないことには留意が必要である。昭和 43 年度以前に取得した資産は、耐用年数が経過しており、資産計上額は抑制されると推測されるが、更新費用(目安の減価償却累計額)は多額になっていると推測される。主な施設等について、注記に記載するなど更新需要を適正に把握するよう努められたい。

また、今後、現行の官庁会計システムから発生主義・複式簿記による新公会計システムへ転換することが要請されており、その一環として資産台帳の整備を行うなど実態に合った資産価額(時価による公正価額)の計上に努める必要がある。

(イ) 資産の除売却に係る会計処理について

有形固定資産から控除されているのは、算定方法による支弁人件費分と売却可能資産振替分 (「岡見住宅団地」180,571 千円及び「重富住宅団地」14,890 千円、「旧中学校寄宿舎」3,136 千円) である。

また、実際には、既に資産実態がなく除却処理をすべきものが発生していると推測される。 段階的に、資産実物との照合等により、除却すべき資産の減額処理をし、実態に合わせた資産 計上に取り組むよう所管課の協力を求める必要がある。

(ウ) 売却可能資産について

売却可能資産として、下記の表のとおり 257,897 千円 (前年比 78,456 千円・43.7%の増加) が計上されている。

内訳としては、昨年度から計上され、販売に出している三隅自治区と旭自治区の分譲団地分に加え、新たな売却可能資産が計上されている。

昨年度、監査報告書で指摘した事項の改善が見られることは評価するものである。

(**昨年度指摘事項**: 平成 20 年度決算分における売却可能資産の計上は、市の遊休資産の状況を考慮すれば過小である。今後の売却可能資産の選定においては、庁内の「公有財産利活用検討委員会」で売却等が検討されている旧浜田家政高等専修学校用地、旧愛宕寮用地等の遊休資産等を抽出し、適正な評価により実態に合わせた資産価額を計上するよう努める必要がある。)

今後も引き続き、売却可能資産に計上もれがないよう範囲の拡大に努められたい。

普通会計における売却可能資産の計上状況

売却可能資産 内訳	地目	面積	単価	取得	売却可能	取得金額	評価差額
九如马配英庄 門訊		(m^2)	(円/m²)	年度	価額(千円)	(千円)	(千円)
晴海台住宅団地 (三隅町)	宅地	270	16,300	H3 年度	4, 401	0	4, 401
岡見住宅団地 (三隅町)	宅地	9,661	19, 266	H5 年度	186, 129	180, 571	5, 558
重富住宅団地 (旭 町)	宅地	1,489	10,000	H3 年度	14, 890	14, 890	0
(平成 21 年度から計上↓)							
旧愛宕寮跡地	宅地	1,035	11, 190	S25 年度	11, 582	0	11, 582
旧 浜 田 家 政 高 等 専 修 学 校 跡 地	宅地	1,053	32, 953	H19 年度	34, 700	0	34, 700
元海上保安庁宿舎	宅地	161	19,000	S29 年度	3, 059	0	3, 059
旧中学校寄宿舎(旭町)	宅地	678	4,625	S44 年度	3, 136	3, 136	0
合 計		_	_	_	257, 897	198, 597	59, 300

売却可能資産の評価方法については、路線価、地価公示価格、固定資産税評価額等の調整等の手法から適正な評価方法を適用することとなっている。

売却可能資産は、毎年度評価替えを行っている。併せて、評価差額が発生した場合は、計上する必要がある。

内訳として、「晴海台住宅団地」については、売却可能価額と取得価格との差の 4,401 千円 が評価差額として計上されている。特別会計からの移管のため取得額 0 円となっており、その 差額が評価差額として計上されている。

単価の算出は、分譲価格 16,300 円/㎡によっている。分譲面積当たりの造成費単価 24,234 円/㎡に対し、定住施策の一環で販売時の基準単価坪 50,000 円 (15,151 円/㎡) を基に設定している。しかし、今後、鑑定評価などにより資産の実態を反映した価額による計上について検討を要する。

また、販売するために保有している不動産は、本来の企業会計上、棚卸資産(販売用不動産)として流動資産に計上するものであるため、連結修正等により資産振替を行う必要がないか確認されたい。

なお、販売用不動産に計上した場合の評価は、取得価額と時価(販売経費見込額控除後)のいずれか低い価額を計上する低価法によることになる。

「岡見住宅団地」についても、売却可能価額の単価の算出は、分譲価格によっている。なお、 取得価格 180,571 千円が計上され、評価差額 5,558 千円が発生している。取得価格は造成価格 からの面積按分により新たに把握されたものである。

「重富住宅団地」については、取得価格不明のため売却可能価額と同額が計上されており、 評価差額は計上されていない。

しかし、本来は総事業費(造成に要した経費等)を把握し、分譲面積で按分するなど合理的な算定方法により取得価格の計上に努める必要がある。

「旧愛宕寮跡地」、「旧浜田家政高等専修学校跡地」、「元海上保安庁宿舎」、「旧中学校寄宿舎(旭町)」については、いずれも鑑定価格または鑑定意見価格によっている。

なお、取得価格は寄付によるものは0円としているが、取得価格が不明なものもあり、昭和43年以前に取得の物件は取得価格0円、昭和44年以降の取得物件は売却価格と同額が計上されている。

(エ)投資及び出資金の評価について

投資及び出資金として 4,806,285 千円 (前年度比 94,325 千円・2%の増加)、投資損失引当金として△249,230 千円、評価差額として 20,207 千円が計上されている。

評価額及び評価差額が適正に計上されているか監査した。

時価のあるものは、「中国電力㈱」株券と「東京急行電鉄㈱」株券である。

取得価額 6,420 千円に対し、3 月末時点の時価評価額は 26,627 千円である。含み益 20,207 千円が発生しているため評価差額へ計上されている(なお、期末の評価において、時価が取得価額の 30%以上下落している場合は、強制評価減を適用する必要がある)。

時価が上昇している時期を見て、売却してはどうか検討を要する。

時価のないもののうち、連結対象団体に対するものとして、水道事業会計への未普及地域解消事業負担金 790,881 千円、工業用水道事業会計への出資金 164,886 千円、浜田市教育文化振興事業団への 100,000 千円、その他の合計 1,495,417 千円が計上されている。

(実質価額の算定及び投資損失引当金の計上について)

上記の出資金等の期末の評価において、財政状態等の悪化により、実質価額が取得価額の30%以上低下している場合は、取得価額から相当額を減額する必要がある。

「㈱かなぎ(かなぎウェスタンライディングパーク)」の出資金 274,250 千円について、実質価額が大幅に下落し回復する見込みがないため、投資損失 \triangle 249,230 千円 (90.9%下落) が計上されている。

しかし、「㈱かなぎ」については連結修正において取得価格の圧縮記帳額 13,325 千円を資産に追加計上する必要がある。また、同額を加味した減価償却未実施額 19,396 千円 (試算)、繰延資産未償却分 28,033 千円とを考慮すると、実質的な繰越損失は 442,711 千円、純資産は約7,289 千円となる (試算)。よって、出資割合 60.9%で按分すると投資損失引当金は 269,611 千円に修正する必要がないか検討を要する。

「浜田市土地開発公社」への出資 5,000 千円は、実質価額 809,839 千円となっている。個別 決算書上の繰越準備金等の資本合計を計上したものであるが、純資産に見合う資金等が確保さ れている訳ではない。

「脚ふるさと弥栄振興公社」への出資 55,000 千円は、期末評価により実質価額は 53,312 千円であり 3.1%低下しているが、著しい低下とは見なされないため、取得価格で計上される。

「制ゆうひパーク三隅」への出資 3,400 千円は、純資産の実質価額が 7,189 千円とされているが、圧縮記帳を行っており、通常の償却を行ったものとして修正する必要があるため、純資産額の見直しを要する。

連結対象団体以外に対するものについて、「浜田地区ふるさと市町村圏振興基金」への出資664,368 千円、「鮲島根県西部山村振興財団」への出資125,000 千円、「金城開発㈱」への出資100,000 千円、その他の合計3,284,241 千円が計上されている。

その他 1,907,561 千円の中身は決算統計の積上げとの差額である。同額には公営企業への出資も含まれていると推測されるが、内訳の全てが把握されているわけではない。把握に努め、内容が確認できないものは計上額を見直す必要がある。

出資額に対し実質価額が大幅に低下し投資損失(直接減額)を計上するものは発生していないが、連結対象外の出資についてもそれぞれ経営状況等の厳しいチェックが必要である。

「金城開発㈱」への出資 100,000 千円については、期末の実質価額が 81,922 千円で△18.6% となっている。

「石央マリン開発㈱」への出資 24,000 千円については、期末の実質価額が 22,392 千円で△1.5%となっている。

「ゆうひパーク浜田㈱」への出資 8,400 千円については、前年度までの投資損失計上額 46,402 千円、平成 21 年度帳簿価額△38,002 千円、個別決算書上は 82,917 千円の純資産額が計上されている(4表上の実質価額は 11,608 千円)。しかし、少なくとも平成 20~22 年度は減価償却を見送っているため、有形固定資産計上額 379,714 千円に対し、企業会計処理上償却すべき額がいくらになっているか把握し、実質的な純資産額への減額修正を検討されたい。

「㈱かくれの里ゆかり」への出資 2,000 千円について、前年度までの投資損失計上額 4,960 千円、平成 21 年度帳簿価額△2,960 千円となっており、投資損失は計上されない。

「㈱浜田特産品センター」への出資 30,000 千円 (出資比率 15%) については、平成 21 年度 個別決算書で繰越損失が発生していないことを確認した。

「石見空港ターミナルビル(㈱」への出資 14,000 千円 (出資比率 2.9%) についても、平成 21 年度個別決算書で繰越損失が発生していないことを確認した。

(オ)貸付金及び回収不能見込額について

債権のうち調定年度が到来していないものが、貸付金として 487, 153 千円 (前年度比 109, 298 千円・28.9%の増加) が計上されている。

法人に対しては、「㈱ゆうひパーク浜田」への企業再生資金の貸付 200,000 千円等、個人への貸付は、「青年農業者経営安定資金」、「農林業後継者等育成奨学金」等が計上されている。 主な増加要因は、「㈱ケイ・エフ・ジー」への貸付金(地域総合整備資金) 179,000 千円が発生したことによる。

貸付金に対する回収不能見込額として△11,320千円(前年度比800千円の増加)が計上されている。個別評価及び貸倒実績率により計上されているとのことである。

なお、出資企業 (「㈱ゆうひパーク浜田」) への企業再生資金の貸付金残高 200,000 千円 (平成 23 年度末直近での貸付残金 169,232 千円) について、平成 24 年 11 月に最終分の約 1.7 億円が返済されることとなっている。

団体の最新の決算書(平成22年度)の経営状況は、純利益31,036千円の増益となっているが、減価償却費を未計上である。また、現金預金が16,419千円(前年度比34.5%減)に減少し、流動負債85,948千円が流動資産28,026千円を大きく上回る厳しい資金状況がうかがえるため、貸付金の着実な返還がされ充当財源への全額計上が妥当か、今後も経営状況等を注視する必要がある。

また、地元の民間企業 (「㈱ケイ・エフ・ジー」) への貸付金 179,000 千円についても、同社の借入金が多額であるため経営状況等を注視する必要がある。

(カ) 基金等について

合計 5,468,568 千円が計上(前年度比914,109 千円・20.1%の増加)されている。

その他特定目的基金には 3,946,445 千円が計上されている。内訳は、まちづくり振興基金 1,117,000 千円、地域振興基金 2,443,634 千円、その他基金 385,811 千円である。

土地開発基金には 1,400,195 千円が計上されている。

基金の保有する売却可能資産の評価額は 456, 597 千円となっており、当該土地に係る評価差額 (評価益) 223, 825 千円が発生しており、同額が資産評価替えによる変動額が純資産の部に計上されている。

また、その他定額運用基金として121,928千円が計上されている。

(キ) 現金預金について

流動資産に計上されている「現金預金」は、財政調整基金 2,503,641 千円(期末残高)と減債基金 1,092,660 千円、歳計現金 436,145 千円の合計 4,032,446 千円(前年度比 645,859 千円・13.8%の減少)が計上されている。

減債基金については、期末残高 872,660 千円に地方債の満期一括償還の財源に充てるための 積立金 220,000 千円を加算している。

また、基金残高には、出納整理期間の増減を加減している。

(流動比率について)

なお、平成21年度末の流動資産合計額は4,075,216千円である。

一方、流動負債合計額は 4,766,454 千円となり、流動負債が流動資産を 691,238 千円上回っている。流動比率は 85.5%となり 100%を下回る。

流動負債の内訳は、地方債の翌年度償還額 4,404,664 千円と賞与引当金 301,195 千円、未 払金 60,595 千円である。

歳計現金が大幅に減少しているが、前年度(平成20年度)歳計現金1,090,905千円には、翌年度繰越財源である既収入特定財源(定額給付金給付事業513,606千円等)が含まれているためである。

(ク) 長期延滞債権、未収金及び回収不能見込額について

回収期限が到来後1年未満の未収金として、地方税50,399千円とその他債権分5,868千円が計上されている。

未収金に対する回収不能見込額 13,497 千円ついては、市税に対するものであり、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税それぞれの回収不能実績率(不納欠損実績率)に基づき計上されている。

なお、採用された回収不能実績率は、平成17~21年度の5か年の実績率によっている。

長期延滞債権としては調定後1年超の債権の合計381,250千円(前年度比11,582千円の減少)が計上されている。主な債権は、個人市民税62,058千円、法人市民税8,800千円、固定資産税215,425千円、公営住宅使用料31,815千円、保育料35,328千円等である。

長期延滞債権に対する回収不能見込額の合計△115,325 千円は、個別評価または貸倒実績率により計上されている。主な債権について算定が妥当か監査した。

現状では、個人市民税 62,058 千円に対して \triangle 20,760 千円、法人市民税 8,800 千円に対して \triangle 3,454 千円、固定資産税 215,425 千円に対して \triangle 65,681 千円、軽自動車税 2,902 千円に対し1,019 千円が計上されている。

ただし、個人市民税の長期延滞債権に係る回収不能見込額△20,760 千円は、未収金計上額を除く前の額に対して実績率を掛けて算定しているため、未収金で計上した回収不能見込額分 △4,191 千円が2 重計上されている。修正が必要である。

長期延滞債権に対する回収不能見込額についても、未収金における算定と同様、平成17~21 年度の5か年の不納欠損実績率によって算定されているが、一定額を超える債権については、 個別評価が望ましい。

公営住宅使用料 31,815 千円に対する回収不能見込額は△7,918 千円である。個別評価による。 所管課の提出資料によれば、入居者死亡(保証人等からの回収不能)が 2 件の 819 千円、退去 滞納者(平成 14 年度以前)14 件の△7,099 千円が計上されている。

保育料 35,328 千円に対する見込額は△6,811 千円である。過去 5 ヵ年の不納欠損実績率 19.28%に基づき適正に計上されている。今後、個別評価による見込額の算定も検討されたい。

〇 負債の部

(ア)地方債残高について

1年基準により、固定負債と流動負債に区分して計上されている。

1年未満償還分4,404,664千円が、「翌年度償還予定額」として流動負債に計上されている。 1年超の償還分44,465,939千円が、「地方債」として固定負債に計上されている。

よって、地方債残高の合計は48,870,603 千円(前年度比810,221 千円・1.7%の増加)となる。地方債残高総額は増加しているが、臨時財政対策債(100%交付税措置)を除いた実質的な地方債の額は減少している。

地方債残高に対して、31,804,450 千円(主なものは過疎債、合併特例債、臨時財政対策債等に対する算入額)は、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれている。

(イ)長期未払金及び未払金について

物件の購入等として、「浜田市土地開発公社」に対するものが計上されている。

長期未払金 258,016 千円は、第三中学校用地取得費に係る債務負担 340,922 千円から翌年度 支出予定額 68,184 千円及び利息相当額 14,722 千円を控除したものである。

未払金 60,595 千円は、同上の用地取得費における翌年度支出予定額 68,184 千円から利息相当分 7,589 千円を控除したものが計上されている。

リース取引に該当するものについては、負債計上せず、普通会計の注記における「債務負担に関する情報」のその他の総額3,759,359千円の中に含めて記載しているとのことである。

但し、割賦払いによる購入と実質的に同等のリース取引は、リース料未払い額のうち元本相 当額を長期未払金または未払金に計上することが必要であるため、今後も精査を要するととも に、注記に含める場合も個別記載の検討を要する。具体的には、自団体仕様のシステムのリー ス料等が該当する。

(ウ) 退職手当引当金及び賞与引当金について

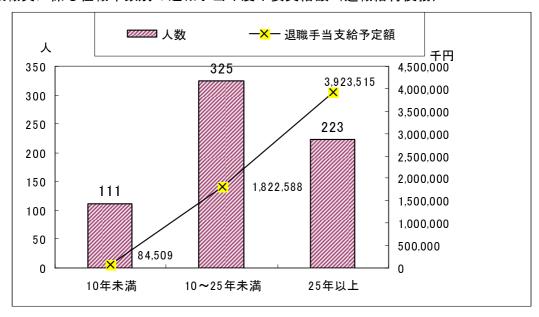
退職手当引当金については、年度末発生額として、財政健全化法の将来負担比率における退職 手当負担見込額と同額の5,943,132 千円(前年度比81,332 千円・1.4%の増加)が計上される。 なお、組合等積立不足額として、浜田市全体の積立不足額107,655 千円を一般会計等対象職員 数で按分した96,759 千円が適正に計上されていることを確認した。

退職手当年度末要支給額(退職給付債務)の内訳(財政健全化法の将来負担比率から)

(単位:千円)

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	増減	増減率
一般職員に属する職員	5, 588, 978	5, 601, 835	5, 830, 612	228, 777	4.1%
特別職員に属する職員	32, 971	48, 461	15, 761	△32, 700	△67.5%
組合等積立不足額	183, 662	211, 504	96, 759	△114, 745	△54.3%
合 計	5,805,611	5, 861, 800	5, 943, 132	81, 332	1.4%

一般職員に係る在職年数別の退職手当年度末要支給額(退職給付債務)



内訳としては、勤続 10 年未満の職員(111 人)の退職手当年度末要支給額(退職給付債務)は1人平均761千円、勤続10年~25年未満の職員(325人)は1人平均5,608千円、勤続25年以上の職員(223人)は1人平均17,594千円となっている。

また、全職員数(一般職・特別職)は減少しているが(平成20年度673人⇒平成21年度659人)、在籍している職員が退職手当支給率の高くなる年齢に推移していくため、全体では引当金が増加している。今後もこの傾向は続くため、引当額は暫く増加するものと推測される。 浜田市は退職手当組合(「島根県市町村総合事務組合」)へ加入しており、退職給与の支給に必要な資金をその都度準備する必要はないが、平成21年度末時点で、浜田市の退職手当組合への積立不足額が107,655千円発生しており、その上、現役世代の退職給付債務への備えは全く行われていない。

この積立不足額を毎年度の負担金の拠出(平成 21 年度の負担金 561,642 千円)により解消しながら、あわせて現役世代に対する備えを行うためには、今後どれだけの負担が必要かを把握する必要がある。

本来は、当年度末要支給額(退職給付債務)に見合う備え(積立等)が行われていることが 理想である(平成21年度末要支給額:59億円)。

平成 28 年度以降に「大量退職」が見込まれるため、その支給に必要な負担額を賄いつつ、同時に現役世代に対する備えも行うには、負担率の引き上げや給付水準の引き下げ等、世代間負担の公平性の観点から将来を見据えた見直しの検討が必要である。

なお、島根県市町村総合事務組合全体の平成 21 年度末積立額は、現時点で既に△613,461 千円の不足額が発生しており、将来の退職給付債務に対する備えは行なわれていない。全国的 に自治体職員の大量退職による退職手当組合の財政問題が深刻化しており、今後同組合の財政 運営に対しても注視が必要である。

賞与引当金については、翌年度支払いが予定されている 6 月支給分のうち、期末に発生している 12 月~3 月の 4 か月分 301, 195 千円が計上されていることを、提出資料により確認した。

純資産の部

(純資産変動計算書において記述する。)

イ 行政コスト計算書について

〇 経常行政コスト

(ア) 人件費について

人件費 5, 163, 449 千円 (前年度比 97, 348 千円・1.9%の減少) が計上されている。

当期人件費から、退職手当組合負担金 561,642 千円、前年度賞与引当金 319,306 千円が控除されている。退職手当組合負担金及び賞与引当金の目的別の控除額は、実際支出額により適正に計上されている。

また、加算されている事業費支弁人件費 111,111 千円は、当該普通建設事業費に係る農林水産業費と土木費にそれぞれ配分されている。

(イ) 退職手当引当金繰入額及び賞与引当金繰入額について

当年度の退職給付債務は、一般職分と特別職分を併せて 5,846,373 千円発生している。加入している退職手当組合への積立不足 96,759 千円を加えた当年度の退職手当引当金は 5,943,132 千円である (適正に計上されている)。

前年度末の退職手当引当金 5,861,800 千円から当年度の組合への拠出金 561,642 千円を減額 し、当年度の引当金 5,943,132 千円との差額 642,974 千円が繰入額として適正に計上されてい る。

また、賞与引当金繰入額 301,195 千円が、当年度繰入額として適正に計上されている(提出資料による)。翌年度 6 月支給分に対する当年度末までに発生した(12 月~3 月分)額が繰入れられている。

退職手当引当金繰入等の目的別の配分額は職員給与費等により按分計上されている。賞与引当金繰入等の目的別の配分額は、人件費(職員給与費・共済費等)により按分計上されている。

(ウ) 物件費について

平成 21 年度の決算額 4,060,816 千円 (前年度比 503,035 千円・14.1%の増加) が計上されている。

(実質的な人件費について)

なお、物件費の中には、賃金 251,811 千円が含まれている。実質的な人件費には、当該金額 も合わせて考える必要がある。

(エ)維持修繕費について

496,784 千円 (前年度比 180,444 千円・57%の増加) が計上されている。

大幅な増加の要因は、国の経済対策の一環としての「地域活性化交付金」の活用による特殊 要因である。

資産の老朽化に伴い、維持修繕費は年々増加傾向にあるため、台帳の整備、定期点検と補修 の徹底等、計画的な維持修繕によるコスト削減に努められたい。

(修繕費と資本的支出の区分判定について)

固定資産に係る収益的支出(修繕費)と資本本的支出(建設改良費)の区分については、個々の支出内容により明確に区分されているとのことである。

判定については、原則として、通常の維持管理のための費用又は原状回復のための費用か(修繕費)、あるいは資産価値を向上させるもの又は耐用年数を延長するものか(資本的支出)、といった性質による判定を行った上で、金額や修繕の周期などにも着目して、資産の実態に合わせて、費用計上あるいは資産計上することが望ましい。

なお、判定の目安として、法人税法に関する基本通達で修繕費として損金算入できる場合の具体的な例等が示されているので、参考にされたい。

(少額・短周期修繕費の損金算入)

- ① 1件の修理、改良等のために要した費用の額が20万円未満の場合
- ② その修理改修等が、概ね3 年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情から見て明らかである場合

(形式基準による判定)

- ① 1 件の修理、改良のために要した費用のうち資本的収支であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合その金額が60万円未満の場合
- ② 修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額の概ね10%相当額以下の場合

(オ)減価償却費の計上について

当年度の減価償却費 5,517,274 千円の計上は、残存価格ゼロの定額法で、取得の翌年度から 適正な耐用年数を適用して実施されていることを確認した(一部抽出による)。

※前述の貸借対照表の(ア)有形固定資産の計上において記載済。

(カ) 社会保障給付について

4,755,573 千円(前年度比 227,817 千円・5%の増加)が計上されている。 内訳は、民生費 4,577,662 千円、衛生費 114,852 千円、教育費 63,059 千円である。

(キ)補助金等について

補助金等として3,332,409 千円(前年度比494,864 千円・17.4%の増加)が計上されている。 当年度発生額から、公営企業会計に対する補助金である水道事業会計への50,082 千円(衛 生費48,381 千円、土木費1,701 千円)及び工業用水道事業会計への561 千円(商工費)が適 正に控除されている。

また、公営企業会計に対する負担金である水道事業会計への 485 千円(消防費)が適正に控除されている。

(ク) 他会計等への支出金について

3,257,661 千円 (前年度比 5,165 千円・0.2%の減少) が計上されている。公営企業会計 (法適用) への繰出金も含まれる。

(ケ) 他団体への公共資産整備補助金等について

1,581,732 千円 (1,093,560 千円・224%の増加) が計上されている。

普通建設事業費において、補助事業費のうち他団体の資産形成の財源となった199,546千円、 単独事業のうち他団体の資産形成の財源となった908,931千円及び県営事業負担金369,874千円、国直轄事業負担金等103,381千円が計上されている。

(コ)支払利息について

地方債利子償還額 799, 197 千円及び一時借入金利子 1,987 千円、債務負担行為履行額のうち利息相当額 9,076 千円(公社への返済分)の 810,260 千円(前年度比 63,280 千円・7.2%の減少)が計上されている。繰上償還等による地方債の削減効果が現われていることは、大いに評価できる。

しかし、依然、普通会計だけでも単年度で8.1億円の利子負担が発生していることは、行政 経営上の大きな課題であるため、今後も引き続き、地方債残高の抑制に努められたい。

(サ)回収不能見込計上額について

14,935 千円 (前年度比 10,673 千円・250%の増加) が計上されている。

平成21年度末の回収不能見込額140,142千円から前年度末の回収不能見込額140,488千円を 控除し、平成21年度の不納欠損額15,281千円を加えた金額が適正に計上されている。

〇 経常収益

(ア) 使用料、手数料について

経常行政コストに係る受益者負担額として、使用料及び手数料 515,890 千円(前年度比 39,240 千円・7.1%の減少) が計上されている。

当年度の使用料、手数料の決算額は 515,890 千円であり、一般財源振替額 132,791 千円(行政財産使用料や過年度分)が加算されている。

収入未済額の調整については、当年度収入未済額のうち使用料・手数料に係るもの 36,716 千円を加算し、前年度収入未済額のうち使用料・手数料に係るもの 36,936 千円が控除されている。併せて不納欠損額のうち使用料・手数料に係るもの 396 千円が適正に加算されている。

(イ) 分担金・負担金・寄附金について

分担金・負担金・寄附金として、524,784 千円(前年度比 1,482 千円・0.3%の減少)が計上されている。

当年度の分担金・負担金・寄附金の決算額は524,784 千円であり、一般財源振替額2,981 千円(行政財産使用料や過年度分)が加算されている。

収入未済額の調整については、当年度収入未済額のうち分担金・負担金・寄附金に係るもの42,819千円及び不納欠損額のうち分担金・負担金・寄附金に係るもの2,019千円が加算され、前年度収入未済額のうち分担金・負担金・寄附金に係るもの44,558千円が適正に控除されている。

その結果、平成 21 年度の経常行政コスト 29,935,062 千円に対し、経常収益は 1,040,674 千円であり (受益者負担率 3.48%)、差引き 28,894,388 千円 (前年度比 2,382,433 千円・9%のコスト増) の純経常行政コストが発生している。

ウ 純資産変動計算書について

期末残高は112,828,316千円(前年度比253,152千円・0.2%の減少)となっている。

○各純資産項目の変動について

(ア)公共資産等整備国県補助金等について

期首残高は29,404,634千円で、補助金等受入額は1,013,397千円である。

科目振替として、貸付金・出資金等の回収等による財源振替が△4,900 千円、減価償却による 財源振替が△1,449,403 千円で、期末残高は28,963,728 千円(前年度比440,906 千円の減少) が計上されている。

(イ)公共資産等整備一般財源等について

期首残高 100,697,913 千円である。科目振替による増減は以下のとおりである。

公共資産整備への財源投入により 1,566,132 千円(その他一般財源等から)、公共資産処分による財源振替により \triangle 17,851 千円(その他一般財源へ)、貸付金・出資金等への財源投入により 1,472,712 千円(その他一般財源等から)、貸付金・出資金等の回収等による財源振替により \triangle 836,218 千円(その他一般財源へ)、減価償却による財源振替により \triangle 4,013,565 千円(その他一般財源等へ)、地方債償還等に伴う財源振替により 3,139,913 千円(その他一般財源等から)が計上されている。

期末残高 102,046,186 千円 (前年度比 1,348,273 千円の増加) が計上される。

(ウ) その他一般財源等について

期首残高 \triangle 17, 205, 780 千円、当年度の純経常行政コストは \triangle 28, 894, 388 千円である。一般 財源増加額として、地方税 7, 646, 095 千円、地方交付税 11, 515, 556 千円、その他行政コスト 充当財源 2, 041, 375 千円(地方譲与税、諸収入等)、補助金等受入 6, 310, 958 千円が計上され ている。臨時損益は災害復旧事業費 \triangle 24, 817 千円、公共資産除売却益 20, 528 千円、投資損失 \triangle 488 千円が計上される。

科目振替による増減は以下のとおりである。

公共資産整備への財源投入により△1,566,132 千円 (公共資産等整備一般財源等へ)、公共 資産処分による財源振替 17,851 千円 (公共資産等整備一般財源等から)、貸付金・出資金等へ の財源投入により△1,472,712 千円 (公共資産等整備一般財源等へ)、貸付金・出資金等の回収等による財源増により841,118 千円 (公共資産整備国県補助金等及び公共資産整備一般財源等から)、減価償却による財源増により5,462,968 千円 (公共資産整備国県補助金等及び公共資産整備一般財源等から)、地方債償還等に伴う財源振替により△3,139,913 千円 (公共資産等整備一般財源等へ)が計上されている。

期末残高は△18,484,931 千円で、前年度比 1,279,151 千円の減少である。

(エ) 資産評価差額について

期首 184,701 千円に平成 21 年度の資産評価替による当期変動額 118,632 千円を加え、期末の資産評価差額は 303,333 千円が計上されている。

売却可能資産の評価差額は、前年度 4,401 千円から平成 21 年度 59,300 千円となり、54,899 千円の増加である。

詳細は、貸借対照表の「売却可能資産」において記述しているが、取得価額や評価額についてさらに精査を要する。

投資及び出資金の評価差額は、前年度23,731 千円が平成21 年度は20,207 千円となり、3,524 千円の減少である。投資及び出資金の保有株式の時価が平成20 年度末よりも下落したためであり適正に計上されている。

基金の売却可能資産の評価差額は、前年度 156,569 千円が平成 21 年度は 223,825 千円となり、67,256 千円の増加である。土地開発基金の保有する資産(原井町、瀬戸ケ島町)の評価額が増加したためである。評価は固定資産税評価額を 0.7 で割り戻した調整額によっている。

○当期増減額及び変動事由について

(ア) 純経常行政コストについて

行政コスト計算書に計上された、当期純経常行政コスト△28,894,388 千円が計上されている。

(イ) 一般財源について

一般財源のうち、地方税として、7,646,095 千円(前年度比 277,819 千円・3.5%の減少)が 計上されている。収入未済額の調整については、当年度歳入額7,619,847 千円に、当年度収入 未済額340,502 千円及び不納欠損額のうち地方税に係るもの11,406 千円を加算し、前年度収入 入未済額325,660 千円が適正に控除されている。

一般財源のうち、地方交付税については、平成21年度決算額である11,515,556千円(前年度比242,082千円・2.1%の増加)が計上されている。

一般財源のうち、その他行政コスト充当財源については、2,041,375 千円(前年度比 113,378 千円・5.3%の減少)が計上されている。内訳は、地方譲与税 446,452 千円、地方消費税交付金 573,729 千円、自動車取得税交付金 87,521 千円、地方特例交付金 87,182 千円及び財産収入、繰入金、諸収入等の合計額が計上されている。

また、収入未済額の調整についても、財産収入、繰入金、諸収入に係る当年度収入未済額及び不納欠損額を加算し、前年度収入未済額が控除されている。

但し、資産の増減である基金からの繰入金、貸付金回収元金収入は除かれている。

(ウ)補助金等受入について

国庫支出金 5,050,263 千円と県支出金 2,274,092 千円の合計 7,324,355 千円(前年度比 1,455,977 千円・ 24.8%の増加)が計上されている。

そのうち、自団体の公共資産等の整備に充てられた金額 1,013,397 千円が公共資産等整備国 県補助金等へ計上され、差額の 6,310,958 千円がその他一般財源等へ計上されている。

(エ) 臨時損益について

災害復旧事業費として△24,817 千円、公共資産除売却損益 20,528 千円、投資損失額△488 千円が計上されている。 公共資産除売却損益計上額 20,528 千円は、財産売払収入 38,379 千円から除売却資産(三隅バス待合所)の売却原価 17,851 千円を控除したものである。

財産売払収入38,379 千円は、平成21 年度歳入歳出決算書の公有財産売払収入計上額38,840 千円からかなぎ加工センター出資金返還金4,512 千円を控除(投資損失に計上するため)し、 決算書上雑入として計上されている「間伐材売払収入」4,051 千円を加算し算定されている。

平成 21 年度臨時損益の状況

(単位:千円)

資産の内訳	売却原価	売却収入	売却損益
土 地	0	9,798	9, 798
建 物 (三隅バス待合所)	17, 851	4,000	△13,851
立木	0	6,284	6, 284
間伐材	0	714	714
不用品	0	484	484
資源ごみ	0	13,048	13,048
かなぎ加工センター出資金 返還金	5, 000	4, 512	△488
①公有財産売払収入計	22, 851	38,840	15, 989
控除分(かなぎ加工センター 出資金返還金)	△5,000	$\triangle 4,512$	488
加算分(間伐材売払収入:雑 入に計上された額)	0	4,051	4,051
②臨時損益への計上額	17, 851	38, 379	20, 528

なお、売却原価として計上されているのは三隅支所のバス待合所売却に係る売却原価 17,851 千円のみである。本来は、公共資産計上額(帳簿価額)が売却原価に計上されるものである。 なお、投資損失 488 千円は、かなぎ加工センター分である。

(オ)科目振替について

「各純資産項目の変動について」で記述したとおりである。

エ 資金収支計算書について

経常的収支額は7,975,148千円の黒字、公共資産整備収支額は1,724,403千円の赤字、(フリー・キャッシュ・フローは6,250,745千円)、投資・財務的収支額は6,905,506千円の赤字であり、当年度現金は654,761千円の減少、期末残高は436,145千円となっている。現金の減少は、キャッシュ・フロー上は、投資・財務的収支における地方債償還の超過、基金積立額の増加等による。

〇 経常的収支の部

(支出について)

(ア)人件費支出について

人件費支出として、事業費支弁人件費 111, 111 千円を含む 6,044,397 千円 (前年度比 151,155 千円・2.4%の減少) が適正に計上されている。

(イ) 物件費、社会保障給付、補助金等支出について

物件費 4,060,816 千円、社会保障給付(扶助費) 4,755,573 千円、補助金等支出 3,332,409 千円については、行政コスト計算書と同額が計上されている。

(ウ) 支払利息について

地方債利子償還額 799, 197 千円及び一時借入金利子 1,987 千円、債務負担行為履行額のうち利息相当額 9,076 千円(第三中学校用地取得費分)の 810,260 千円(前年度比 63,280 千円・7.2%の減少)が計上されている。

(エ) 他会計等への事務費等充当財源繰出しについて

公営企業 (法適用及び法非適用) に対する繰出金 2,549,693 千円 (前年度比 66,228 千円・2.7%の増加) が計上されている。

(オ) その他支出について

その他の経常的支出として 521,601 千円 (前年度比 194,321 千円・59.4%の増加) が計上されている。

大幅な増加要因は、維持修繕費が前年度の316,340千円から496,784千円に増加したためである。「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」等の国の大規模な追加経済対策による影響が大きい。また、資産の老朽化等に伴う維持修繕が今後さらに増加していくと予想されるため、適切な資産管理が必要である。

(維持修繕費の科目計上について)

なお、総務省方式によれば、資金収支計算書(キャッシュ・フロー計算書)において、「維持修繕費」は「その他支出」に含めて計上することとなっているため、財務書類4表の資金収支計算書上、その支出金額が表に出てこない。

「維持修繕費」は、行政コスト計算書において、経常行政コストの内の独立した科目として計上されていることと統一が図られていない。また、維持修繕費支出は、その金額の多さや今後、適切な資産管理をする上でも非常に重要な科目であるため、資金収支計算書(キャッシュ・フロー計算書)においても、独立した科目として計上する必要がないか今後の検討を要する。

(収入について)

経常的収入の合計は30,049,897千円が計上されている。

経常的収支における収入は、それぞれ決算額が計上されている。

地方税収入は 7,619,847 千円 (前年度比 292,240 千円・3.7%の減少)、地方交付税収入は 11,515,556 千円 (前年度比 242,082 千円・2.1%の増加) が計上されている。

但し、経常的収支の部に計上される国県補助金等、使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、諸収入、地方債発行額、基金取崩額による収入については、それぞれ公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額が計上されている。

国県補助金等には 6,179,367 千円が計上されている。決算額 7,324,355 千円 (国庫支出金 5,050,263 千円、県支出金 2,274,092 千円) から公共資産整備支出の財源となった補助金 1,144,988 千円が適正に控除されている。

使用料・手数料には 427, 132 千円が計上されている。決算額 515, 714 千円から、普通建設事業費の財源のうち使用料・手数料 3,618 千円、地方債元金償還額の財源となった使用料・手数料 84,953 千円、その他 11 千円が控除されている。

分担金・負担金・寄附金には 459,238 千円が計上されている。決算額 524,504 千円から普通 建設事業費の財源となった分担金・負担金・寄附金 48,473 千円及び積立金の財源となった分 担金・負担金・寄附金 16,793 千円が控除されている。

諸収入には 446, 617 千円が計上されている。決算額 998, 236 千円から、公共資産整備収支の部において普通建設事業費の財源となった諸収入 134, 402 千円、投資・財務的収支の部の貸付金回収元金 347,617 千円、積立金の財源となった諸収入 3,883 千円、地方債元金償還額の財源となった諸収入 65,717 千円が控除されている。

地方債発行額には 1,199,676 千円が計上されている。決算額 5,734,000 千円から、公共資産整備に充てられた 4,069,524 千円 (事業費支弁人件費の財源 19,629 千円は控除) と積立金の財源のとなった地方債 285,000 千円、貸付金の財源の地方債 179,800 千円が控除されている。

基金取崩額は863,792 千円が計上されている。決算額908,901 千円から公共資産整備支出に 充てられた45,109 千円が控除されている。

その他収入には、歳入総合計額から繰越金1,090,906千円及び公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部、経常的収支の部における他の収入項目に計上された額を控除した残額1,338,672千円が適正に計上されている。

〇 公共資産整備収支の部

(支出について)

(ア)公共資産整備支出について

補助事業費及び単独事業費の決算額のうちその団体で行うもの 3,190,360 千円 (補助事業) と 2,546,481 千円 (単独事業)の合計額から、事業費支弁人件費 111,111 千円と債務負担行為履行額のうち利息相当額 9,076 千円 (第三中学校分)及び普通建設事業費のうち前年度貸借対照表において未払金に計上されていた 59,108 千円 (第三中学校債務負担分)を控除した5,557,546 千円が計上されていることを確認した。前年度比 1,092,879 千円、24.5%の増加である。

(イ)公共資産整備補助金等支出について

(ウ) 他会計等への建設費等充当財源繰出金支出について

他会計等への建設費充当財源繰支出として31,239千円が計上されている。

簡易水道事業会計 (8,951 千円)、下水道事業会計 (21,942 千円)、国保事業会計 (直診事業 346 千円) への繰出である。

(収入について)

(ア) 国県補助金等収入について

普通建設事業費の財源のうち国庫支出金 991,059 千円と県支出金 153,929 千円の計1,144,988 千円(前年度比 272,725 千円・31.3%の増加)が計上されていることを確認した。 なお、平成 20 年度決算では事業費支弁人件費の財源となった 17,239 千円が控除されていたが、平成 22 年度から人件費は国庫補助金の充当対象とならなくなったため、同一の取扱としているため平成 21 年度決算上は計上されない。

(イ) 地方債発行額について

4,069,524 千円が計上されている。普通建設事業費の財源となった地方債発行額 4,089,153 千円から、事業費支弁人件費の財源となった 19,629 千円が控除されていることを確認した。前年度に比べ1,099,339 千円、37%の増加である。

(ウ) 基金取崩額について

普通建設事業費の財源のうち基金取崩額 45,109 千円(前年度比 189,665 千円・80.8%の減少)が計上されている。地域振興基金(自治区事業)によるものである。

(エ) その他収入について

普通建設事業費の財源のうち使用料・手数料 3,618 千円、分担金・負担金・寄附金 48,473 千円、諸収入 134,402 千円の計 186,493 千円(前年度比 85,992 千円・85.6%の増加)が計上されている。

〇 投資・財務的収支の部

(支出について)

(ア)貸付金について

貸付金の決算額 463,689 千円 (前年度比 158,349 千円・51.9%の増加) が計上されている。

(イ) 基金積立額について

平成 21 年度の基金積立額 1,662,527 千円に、満期一括償還地方債の償還に充てるための当期減債基金積立額 100,000 千円を加算した 1,762,527 千円が計上されている。前年度比で 1,067,743 千円、153.7%の増加となっている。まちづくり振興基金への積立が 7.7 億円、地域振興基金への積立が 2 億円増加している。決算剰余金の増加や国の経済政策による交付金分などである。

(ウ) 定額運用基金への繰出支出について

平成21年度の繰出額2,129千円が計上されている。

(エ) 他会計等への公債費充当財源繰出支出について

他の会計に対する支出のうち公債費の財源として支出された、公営企業(法非適)等に対する公債費繰出637,435 千円、公営企業(法適)等に対する公債費繰出96,951 千円の計734,386 千円(前年度比24,015 千円・3.4%の増加)が計上されていることを確認した。

法非適への繰出 637, 435 千円は、簡易水道事業 (326, 025 千円)、下水道事業 (255, 240 千円)、 観光施設事業 (40, 824 千円)、国民健康保険(直診事業分 15, 346 千円)に対するものである。

(オ)地方債償還額について

地方債元金償還額 5,023,779 千円から満期一括償還地方債の償還に充てるために当期に積み立てた減債基金 100,000 千円を控除(基金積立額へ計上) した 4,923,779 千円(前年度比 187,684 千円・3.7%の減少) が計上されている。

(カ) 長期未払金支払支出について

平成20年度貸借対照表に計上された未払金59,108千円の支払分が計上されている。 これは、浜田市土地開発公社に対する第三中学校用地の購入に係る元金である。

(収入について)

(ア)貸付金回収よる収入額について

貸付金の元金に係る回収額347,617千円が計上されている。

(イ) 地方債発行額について

地方債発行額のうち、貸付金の財源となった 179,800 千円と積立金の財源となった 285,000 千円の計 464,800 千円 (前年度比 286,440 千円・160.6%の増加) が計上されている。

(ウ) 公共資産等売却収入について

財産売払収入として、42,891 千円(前年度 47,161 千円・52.4%の減少)が計上されている。 決算統計の財産売払収入 42,891 千円(純資産変動計算書の臨時損益参照)には、歳入歳出決 算書に計上された 38,840 千円に加え、雑入として収入された間伐材売払収入 4,051 千円が加 算修正されている。

(エ) その他収入について

投資・財務的収支の部におけるその他収入として、積立金、地方債元金償還額の財源となった分担金・負担金・寄附金収入、財産収入、諸収入、使用料・手数料収入の計 184,804 千円 (前年度比9,381 千円・4.8%の減少) が計上されていることを確認した。

3 公営事業会計について(公営企業会計:法適用)

連結修正処理等を中心に、資産計上額や引当金の計上等について監査した。

(1) 水道事業会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

有形固定資産には 15,027,164 千円 (環境衛生費) が計上されている。流動資産のその他には、 貯蔵品の 2,352 千円が計上される。

(ア) 売却可能資産の計上について

遊休資産となっている「相生水源地」等が売却可能資産に計上されていない。有形固定資産の環境衛生から控除し売却可能資産へ振り替える必要がないか検討を要する。

(イ) 資産計上等の修正について

建設仮勘定分(内田調整池の建設仮勘定のうち、災害により現存しない資産)、取替資産分(量水器の個数修正約10,000千円の除却損)について、平成22年度個別財務諸表で過年度損益の修正がなされているため、連結上修正の必要がないか検討されたい。

(ウ) 施設利用権の処理について

無形固定資産には、分庁舎建設費負担金 106,177 千円が計上されている。 これは水道部事務所の専用部分の建設費を負担したものであり、資産購入と同様であると考える。

(エ) 借入資本金の負債計上について

個別財務諸表の資本の部、借入資本金の 5,548,121 千円が、連結上、純資産から固定負債に 5,363,274 千円、流動負債の翌年度償還予定額に 184,847 千円、それぞれ適正に修正計上され ている。

(オ)退職手当等引当金及び繰入等の計上について

個別財務諸表上で既に引当計上されている 23,104 千円と期末の要支給額 184,693 千円との 差額 161,589 千円が引当金繰入として計上されている。また、引当金として期末の要支給額 184,693 千円が計上されている。

しかし、期末要支給額 184,693 千円に、普通会計と同様に同会計の退職手当組合への積立不 足額 3,050 千円(在籍職員 21 人の按分・下記参照)を加算した 187,743 千円が当年度引当金 として計上されないか確認を要する(よって、個別財務諸表で既に計上されている当年度引当 金 23,104 千円を控除した 164,639 千円が連結修正欄に計上される)。

なお、繰入額としては、当年度引当金 187,743 千円と前年度引当金残高 21,876 千円の差額 である 165,867 千円が計上されないか確認されたい。

退職手当組合への積立不足額について(試算)

平成 21 年度末において、浜田市から同組合への負担額累計は 9,049,061 千円、同組合から浜田市への給付額累計は 9,156,716 千円となり、積立不足額(平成 21 年度末での組合への負担と給付の収支差額)が 107,655 千円発生している。

この積立不足額を各会計の在籍者数で按分した場合の試算額は次のとおりである。

会 計 名	在籍者数(人)	積立不足額(千円)※
普通会計	666	96, 759
水道事業会計 (法適用)	21	3, 050
工業用水道事業会計(法適用)	1	145
簡易水道事業特別会計 (法非適用)	6	872
公共下水道事業特別会計 (法非適用)	9	1, 308
農業用集落排水事業特別会計 (法非適用)	7	1, 017
駐車場事業特別会計	1	145
国民健康保険特別会計 (事業勘定)	17	2, 470
国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	9	1, 308
老人保健医療事業特別会計	0	0
後期高齢者医療特別会計	4	581
計	741	107, 655

なお、この積立不足額は同組合から退職者に対し既に支給された額に対し、浜田市がこれまでに 負担した額との差額を表しているに過ぎず、現役世代に対し平成21年度末で発生している要支給 額を加味すれば、6,610,383千円が実質的な積立不足額(組合加入の会計における退職給付債務) となることに注意が必要である。

(カ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

年度末までに発生した賞与引当額10,166千円が適正に修正されていることを確認した。

(キ) その他の引当金について

その他の引当金の中身は、修繕引当金62,318千円である。

(ク) 長期延滞債権及び未収金と回収不能見込額の計上について

未収金に係る回収不能見込額及び見込計上額は計上されていない。

しかし、不納欠損が毎年度発生している現状を考慮すれば、過去の回収不能実績率(不納欠損実績率)または個別評価に基づき合理的に算定し修正計上するよう検討されたい。

また、1年を超えて回収されない未収金は、長期延滞債権に振り替える必要がないか精査されたい。

(ケ) みなし償却、補助金の修正について

みなし償却処理について、通常の償却計算に修正されていない。算定上、当面はみなし償却 に係る修正をしないことが容認されているが、今後、修正を検討されたい。

(コ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストの主な内訳は、以下のとおりである。

人件費には、職員給与費148,599千円が計上されている。

物件費には、動力費 59,926 千円、委託料 32,962 千円、通信運搬費 9,379 千円等の計 147,924 千円が計上されている。

維持修繕費には 59, 299 千円、減価償却費には 329, 272 千円、支払利息には 141, 338 千円が計上されている。

一方、経常収益について、事業収益は給水収益の847,431 千円、使用料・手数料2,460 千円、 分担金・負担金・寄附金等28,624 千円、他会計補助金等50,082 千円、その他特定行政サービ ス収入2,720 千円が計上される。

(特別損失の臨時損益への修正計上について)

その他行政コスト 91,505 千円には過年度損益修正損(特別損失)78,715 千円が含まれている。

しかし、その内容は過年度に取得した資産額の計上誤り等を除却修正したものであり、経常 行政コストにではなく、純資産変動計算書の臨時損益に計上されるべきものであり修正が必要 である。

(企業会計上の本来の行政コストについて)

連結修正前の純経常行政コストは11,369千円の黒字となっている。

しかし、連結財務書類 4 表(企業会計)上、退職手当引当金繰入 161,589 千円、賞与引当金 繰入 10,166 千円を連結修正で加算することになる。

よって、連結修正前の11,369 千円の黒字が、実質的には160,386 千円の赤字となる。財務書類4表作成による真のコスト把握の成果であり、経営に役立て、備えが必要であることを示唆している。

(公営企業会計制度の抜本的見直しについて)

地方公営企業会計制度の抜本的見直しが46年ぶりに行われることになっている。平成26年4月1日から、みなし償却の廃止や退職給付等の引当金計上義務化、借入資本金の負債計上をはじめとした新たな会計制度へ移行する。

財務書類の連結修正においては、既に借入資本金の負債への修正計上、退職給与引当、賞与引当の修正計上が行われているが、当市ではみなし償却の修正は新会計制度への移行後修正するとのことである。

他団体との比較を行う上でも、前倒しで修正計上することについて検討されたい。

イ 純資産変動計算書について

期首純資産 9,684,369 千円、当期変動額は 2,133 千円の減少で、期末残高は 9,682,236 千円 となっている。当期の変動額の内訳は、純経常行政コスト△160,386 千円、無償受贈資産受入 56,359 千円、その他 101,894 千円である。

(2) 工業用水道事業会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア)資産科目の読替について

工業用水道の有形固定資産 2,224,636 千円は、連結上、「産業振興」として適正に科目計上 されている。

(イ) 借入資本金の負債計上について

個別財務諸表の資本の部、借入資本金の 141,203 千円が、連結上、純資産から固定負債に 131,274 千円、流動負債の翌年度償還予定額に 9,929 千円に、それぞれ適正に修正計上されて いる。

(ウ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

現状では退職引当金として期末の要支給額 21,038 千円と個別財務諸表に計上されている退職給与引当金 345 千円の合計 21,383 千円が計上されている。

また、繰入額として前年度引当額 57,207 千円と当年度末引当額 21,038 千円との差額として △36,169 千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に要支給額 21,038 千円に同会計の退職手当組合への積立不足額 143 千円を加算し、当年度引当金として 21,181 千円が計上されないか確認を要する。 また、退職手当引当金繰入△36,169 千円が計上されているが、前年度末に一旦 57,207 千円 引き当て計上されているにもかかわらず、当年度の要支給額 21,038 千円に減額修正する必要があるかどうか確認を要する。

(エ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

年度末までに発生した賞与引当額1,141千円が適正に修正計上されている。

(オ) その他の引当金について

その他の引当金の中身は、修繕引当金57,962千円である。

(カ) みなし償却、補助金の修正について

みなし償却処理について、連結修正は行われておらず、個別財務諸表の計上額がそのまま計上されている。算定上、当面はみなし償却に係る修正をしないことが容認されている。

今後、地方公営企業会計制度の見直しが実施されるため、個別財務諸表の作成時に修正されることになる。

なお、みなし償却に係る修正を行わない場合は、注記する必要がある。

イ 純資産変動計算書について

科目振替において、減価償却による財源増10,765千円が、公共資産等整備一般財源等からその他一般財源等へ、地方債償還に伴う財源振替9,570千円が、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えられている。

出資の受入・新規設立 9,570 千円で、期末の純資産残高は 2,400,511 千円となる。

ウ 資金収支計算書について

〇 経常的収支の部

(ア) 人件費について

19,828 千円が計上されている。決算統計の職員給与費から退職給与金を控除した金額に退職 給与引当金増加額△2 千円を調整した金額とのことである。

なお、人件費に加算すべき退職給与金3,941千円(退手組合負担金・個別財務諸表に計上)が計上されていないため確認を要する。

(イ) 事業収入について

当年度は不納欠損が発生していないので、個別財務諸表の前年度営業未収金8,395千円と当期営業収益(給水収益)95,133千円の合計額と当年度営業未収金8,548千円との差額(未収金増加額)153千円を減算した94,980千円が適正に計上されている。

○公共資産整備収支の部

公共資産整備支出は1,339千円、財源として他会計負担金等9,570千円が計上されている。 しかし、財源収入の9,570千円は、地方債償還に対する普通会計からの繰入金であり、財源 投資・財務的収支に計上されるものであるため修正を要する。

〇投資・財務的収支の部

地方債償還額9,570千円が計上されている。

しかし、財源として、地方債償還に対する普通会計からの繰入金9,570 千円の修正計上が必要である。

4 公営事業会計について(公営企業会計:法非適用)

連結修正処理等を中心に、資産計上額や引当金の計上等について監査した。

(1) 簡易水道事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

資産計上が正しく処理されているか確認した。土地 16,003 千円と償却資産 11,692,098 千円を合わせて 11,708,101 千円が、「環境衛生」の資産区分に計上されている。

建設改良費の累計 18,002,838 千円から用地取得費の累計 16,003 千円を控除した償却資産の取得価額は17,986,835 千円となっている。

決算統計上、資産区分を「簡易水道資産」として一括で計上しているため、各資産区分への 建設利息の配賦及び用地取得費の按分、補助金(国県支出金)の按分は生じてない。

償却資産の減価償却は、残存価額ゼロの定額法により耐用年数 40 年で処理されている。当年度償却額は 442,810 千円である。多額の費用が発生していることに留意が必要である。

同様に国県補助金の償却も処理されている。

但し、本来、資産を実態に合わせて区分する必要があるため、今後、検討を要する。

(イ) 地方債残高について

地方債残高は6,896,184千円が計上されている。

流動負債に、翌年度償還予定額340,171千円、固定負債に6,556,013千円が計上されている。

(ウ) 長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

使用料の滞納として長期延滞債権1,861千円、未収金961千円が計上されている。

なお、簡易水道事業費使用料の過去 4 年間の不納欠損実績率が 8.5%であることから、長期 延滞債権と未収金残高に係る回収不能見込額を貸借対照表上に計上する必要がないか精査さ れたい。

行政コスト計算書の回収不能見込計上額としては、当年度不納欠損額 52 千円が、当年度損失として計上されている。

なお、不納欠損実績率 8.5%は簡易水道事業費使用料の過去 4 年の累計、滞納繰越収入額累計 5,754,113 円と不納欠損額累計 537,131 円の合計 6,291,244 円に対する不納欠損額累計 537,131 円の割合であることを確認した。

(エ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員6名分に係る期末の要支給額97,844千円が当年度末引当金として計上されている。

繰入額としては、当年度の退職手当組合負担金 4,949 千円の拠出により、前年度末引当金 93,914 千円から将来負担が同額減額され 88,965 千円となるため、当年度末引当金 97,844 千円 との差額 8,879 千円が計上されている。

しかし、期末の要支給額 97,844 千円に普通会計と同様に退職手当組合への積立不足額 872 千円(在籍職員 6 人の按分・試算) を加算した 98,716 千円が引当金として計上されないか確認されたい。繰入額についても 9,751 千円に修正する必要がないか検討を要する。

(オ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

提出資料により3,315千円を繰入れ、引当金として計上していることを確認した。

イ 純資産変動計算書について

期首4,677,682 千円、当期変動額は、純経常行政コスト504 千円(黒字)と補助金等受入36,009 千円で、期末残高は4,714,195 千円が計上されている。

(上水道事業との統合に向けた財務書類の精度向上について)

国による簡易水道等施設整備費補助制度の見直しにより、当市においては平成 28 年度までに上水道事業との統合が予定されている。これにより簡易水道事業に対する従来の高料金対策繰入と一般会計からの基準外繰入れがなくなり、また、簡易水道施設に係る減価償却費の計上により、水道事業全体の大幅な料金改定は避けられない状況にある。

現在、水道部で見込んでいる改定試算額には、財務書類4表上計上された固定資産額(決算統計数値の積上げ)を基にした減価償却費が用いられているが、昭和43年以前に取得した資産が計上されていないことや、個別の資産毎に減価償却費を算定したものではないため、実態とは乖離があるものと考えられる。

平成25年度を目標に簡易水道事業の資産調査を行っているが、今後は真に活用できる財務情報となるよう、この調査結果を反映し財務書類の精度を向上させる必要がある。

(2) 公共下水道事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

資産計上が正しく処理されているか監査した。

貸借対照表上9,009,026千円が「生活インフラ・国土保全」に計上されている。

決算上の資本的支出における建設改良費に、建設利息や用地取得費等が合理的な基準により 適正に配賦または控除されているか監査した(一部抽出による)。

建設利息の按分は、各年度における各資産区分の建設改良費合計(建設利息と負担金を除く) に占める割合により適正に按分配賦されている。なお、平成21年度においては、建設利息は 発生していないため按分も生じていない。

用地取得費の按分についても、各年度における各資産の建設利息配賦後の建設改良費合計に 占める割合により適正に控除されている。平成21年度においては、用地取得費は発生してい ない。

その結果、償却資産取得価額の内訳は、管渠 6,632,278 千円、ポンプ場 229,493 千円、処理場 2,928,284 千円、その他 372,792 千円となる。合計で10,162,847 千円である。

上記の償却資産(取得額)の償却について、減価償却は残存価額ゼロの定額法により、管渠費50年、処理場38年、ポンプ場20年、その他38年で、それぞれの耐用年数で処理されている。よって、平成21年度末の償却資産の帳簿価額は8,795,765千円となり、これに土地213,261千円を足した9,009,026千円が、貸借対照表上の有形固定資産に適正に計上されている。

また、償却資産に係る補助金(国県支出金)額も、合理的な基準により適正に按分されているか監査した(一部、抽出による)。

補助金の按分は、各年度における建設利息等按分後の各資産の、土地も含めた全体の資産計 上額に占める割合で按分されている。

その結果、有形固定資産に係る補助金の内訳は、管渠 2,697,232 千円、ポンプ場 90,398 千円、処理場 1,220,780 千円、その他 152,038 千円となる。償却対象補助金等の支出金計は 4,160,448 千円が計上されている。

同様に、補助金 4,160,448 千円の償却処理も各資産区分ごとに行われている。償却後の3,591,797千円と償却対象外補助金94,806千円を併せた3,686,603千円が純資産の部に計上されている。

(イ) 長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

貸借対照表上、受益者負担金、使用料に係る滞納として長期延滞債権2,968 千円、未収金188千円が計上されている。個別評価により回収不能見込額が計683 千円計上されていることを確認した。

行政コスト計算書には、回収不能見込計上額としては、当年度末 683 千円と前年度末の回収 不能見込額 976 千円の差額△293 千円に、当年度の不納欠損額 296 千円を加えた 3 千円が適正 に繰入れられている。

(ウ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 9 名分に係る期末の要支給額 86,160 千円が発生しているため、当年度引当金として 86,160 千円が計上されている。

また、繰入額として当年度の退職手当組合負担金6,501 千円の拠出により、前年度末引当金90,443 千円から将来負担が同額減額され83,942 千円となるため、当年度末引当金86,160 千円との差額2,218 千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に期末の要支給額 86,160 千円に同会計の退職手当組合への積立不 足額 1,308 千円を加算し、当年度引当金 87,468 千円、繰入額 3,526 千円に修正する必要がな いか検討を要する。

(エ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

提出資料により3,266千円を繰入れ、同額を引当金として計上していることを確認した。

(オ) 地方債残高及び支払利息について

固定負債に4,722,694 千円、流動負債に翌年度償還予定額244,995 千円が計上されている。 また、支払利息は84,200 千円発生している。設備投資による多額の借入金とその利子負担が大きく経営を圧迫している状況のため、事業の見直しが必要である。

(カ) 当年度純経常行政コストについて

繰入金等や支払利息以外に、行政コストとして人件費 57,518 千円、物件費 67,788 千円、維持修繕費 9,047 千円、減価償却費 227,415 千円等が発生し、平成 21 年度の経常行政コスト合計は 451,801 千円となっている。一方、経常収益は、分担金・負担金・寄附金等 6,628 千円、事業収益 71,041 千円、他会計補助金等 194,758 千円等の計 273,304 千円であり、差引き純経常行政コストは 178,497 千円の赤字である。

(企業会計による真の行政コストと経営状況について)

官庁会計による決算書上では、収益的収支における総費用は200,444 千円、総収益は220,269 千円で、差引き収支は19,825 千円の黒字となっている。

しかし、企業会計の発生主義では、減価償却費 227,415 千円や退職手当及び賞与引当金繰入が発生し、経常行政コストは451,801 千円、収支差額も178,497 千円の赤字となる。企業会計手法により経営状況の更なる見直しが不可欠である。

(受益者負担及び一般会計からの繰出について)

特に、下水道事業においては、451,801 千円の多額のコストに対し、受益者負担収入は77,669 千円(分担金・負担金収入6,628 千円と使用料収入の71,041 千円)しか計上されていない。 また、一般会計からの繰入金194,758 千円(収益的収支及び資本的収支の計)のうち、基準外繰入が65,273 千円である。

受益者負担の観点から、事業のあり方自体についても見直しの検討が必要である。

イ 純資産変動計算書について

期首残高は 4,071,949 千円、期末残高は 3,954,452 千円となっている。当期変動額は 117,497 千円で、内訳は経常行政コスト△178,497 千円、補助金等受入 61,000 千円が計上されている。

(ア) 減価償却による財源増について

当年度の減価償却費は227,415千円であり、公共資産整備財源のうち国庫補助金の当年度償却額93,353千円が「公共資産等整備国県補助金等」から控除され、残額の134,062千円が「公

共資産等整備一般財源等」から控除されている。

減価償却費は、純経常行政コストにおいて、「その他一般財源等」を減少させているため、 その分を「公共資産等整備国県補助金等」及び「公共資産等整備一般財源等」から「その他一 般財源等」へ振り替えている。

(イ) 地方債償還等に伴う財源増について

地方債償還金 185,742 千円のうち、建設改良のための地方債償還金 180,577 千円が、「その他一般財源等」から、「「公共資産等整備一般財源等」へ振り替えられている。公共資産整備等の財源が、地方債から一般財源に移行することになる。

ウ 資金収支計算書について

○ 経常的収支について

支出について、人件費は、収益的支出及び資本的支出における職員給与費が計上されている。 職員給与費39,063 千円(収益的収支)と29,173 千円(資本的収支)の合計額68,236 千円が計上されていることを確認した。

支払利息は、行政コスト計算書と同額の 84,200 千円が計上されている。多額の利払い負担 が経営を圧迫している。

収入については、事業収入として料金収入 70,926 千円が計上されている。 地方債発行額 53,700 千円は、収益的支出に充てた地方債(資本費平準化債)である。

○ 公共資産整備収支について

公共資産整備支出は、建設改良費 199,528 千円から職員給与費 29,173 千円が控除された 170,355 千円が適正に計上されていることを確認した。

○ 投資・財務的収支について

地方債償還額は 185,742 千円であり、財源は地方債発行額 86,138 千円、一般会計からの繰出金 46,291 千円等が計上されている。

(3) 農業集落排水事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

資産計上が正しく処理されているか監査した。貸借対照表上 8,222,129 千円が「生活インフラ・ 国土保全」に計上されている。

平成 21 年度は建設改良費 842, 511 千円が発生している。職員給与費 32, 731 千円を控除した 809, 780 千円が、管渠費 602, 649 千円、処理場費 75, 795 千円、その他 131, 336 千円に按分されている。

決算上の資本的支出における建設改良費に、建設利息や用地取得費等が合理的な基準により適 正に配賦または控除されているか監査した(一部抽出による)。

建設利息の按分は、各年度における各資産区分の建設改良費合計(建設利息と負担金を除く)に占める割合により適正に按分配賦されている。なお、平成21年度においては、建設利息は発生していないため按分も生じていない。

用地取得費の按分についても、各資産の建設利息配賦後の建設改良費合計に占める割合により適正に按分控除されている。平成21年度においては、用地取得費は発生していない。

その結果、償却資産取得価額 9,551,872 千円の内訳は、管渠 6,313,616 千円、ポンプ場 408,095 千円、処理場 2,015,707 千円、その他 814,454 千円となる。

上記の償却資産(取得額)の償却について、減価償却は残存価額ゼロの定額法により、管渠費50年、処理場38年、ポンプ場20年、その他38年で、それぞれの耐用年数で処理されている。

その結果、平成 21 年度末の償却後の償却資産帳簿価額は 8,205,357 千円となり、これに土地 16,772 千円を足した 8,222,129 千円が、貸借対照表上の有形固定資産に適正に計上されている。

また、償却資産に係る補助金(国県支出金)額も、合理的な基準により適正に按分されているか監査した(一部、抽出による)。

補助金の按分は、各年度における建設利息等按分後の各資産の、土地も含めた全体の資産計 上額に占める割合で按分されている。平成21年度の償却資産に係る国庫支出金284,429千円 が、管渠費に211,676千円、処理場に26,622千円、その他資産に46,131千円、適正に按分さ れている。

その結果、償却対象補助金等の支出金合計は4,256,547千円となり、同様に償却処理も各資産区分ごとに行われている。当年度償却額92,321千円も含めた補助金の償却累計額627,844千円となり、償却後の3,628,703千円と償却対象外補助金7,656千円を併せ、3,636,359千円が純資産の部に計上されている。

(イ) 長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

長期延滞債権337千円と未収金2,030千円が計上されている。使用料と受益者分担金に係るものである。

回収不能見込み額は共に計上されていないが、過去の不納欠損実績率等に基づき算定する必要がないか精査されたい。

(ウ) 地方債残高及び支払利息について

翌年度償還予定額 141,588 千円と固定負債の地方債 4,700,475 千円を合わせた 4,842,063 千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成21年度の支払利息が88,823千円発生しており、経営上大きな負担となっている。

(エ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員7名分に係る期末までの発生額70,240千円が当年度引当金として計上されている。

繰入額として、当年度の退職手当組合負担金 4,969 千円の拠出により、前年度末引当金 79,547 千円から将来負担が同額減額され 74,578 千円となるため、当年度末引当金 70,240 千円 との差額公4,338 千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に期末要支給額 70,240 千円に同会計の退職手当組合への積立不足額 1,017 千円を加算し、当年度引当金として 71,257 千円、繰入額△3,321 千円に修正する必要がないか検討を要する。

(オ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

提出資料により期末までに発生している 2,735 千円を繰入れ、引当金として計上していることを確認した。

イ 純資産変動計算書について

当期変動額の内訳は以下のとおりである。

経常行政コスト△162,260 千円がその他一般財源等に計上されている。また、補助金等受入296,178 千円が、公共資産等整備国県補助金等へ284,429 千円、その他一般財源等へ11,749 千円計上されている。

(ア) 科目振替について

公共資産整備への財源投入計上額 15,840 千円は、当年度普通建設事業費 842,511 千円から 財源となる国庫支出金と地方債額を控除した額で、その他一般財源等から公共資産等整備一般 財源等へ振り替えられている。

減価償却による財源増は、当年度減価償却費 203,653 千円が計上される。国県支出金の償却分 92,321 千円が公共資産等整備国県補助金等から、差額の 111,332 千円が公共資産等整備一般財源等から、それぞれその他一般財源等へ振り替えられている。

地方債償還等に伴う財源振替として、建設改良のための地方債償還額 78,907 千円がその他 一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えられている。

(4) 漁業集落排水事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上、971,597 千円が有形固定資産の「生活インフラ・国土保全」に計上されている。

平成 21 年度においては、建設改良費は発生していないため、各資産区分への按分は生じていない。過去の建設改良費及び建設利息の按分、用地取得費の控除は適正にされている(一部、抽出による)。

その結果、当年度の減価償却分のみ資産が減少している。償却資産については、残存価額ゼロの定額法により、それぞれの資産区分ごとの耐用年数で処理されている。

その結果、当年度の償却額は33,158千円となり、償却資産の期末帳簿価額は970,735千円となり、土地の862千円と併せ971,597千円が計上される。

償却資産の内訳は、管渠 448, 792 千円、ポンプ場 55, 253 千円、処理場 438, 311 千円、その 他資産 29, 241 千円となる。

償却資産に係る補助金(国県支出金)額も、同様に償却分減少し、貸借対照表の純資産の部の「公共資産等整備国県補助金等」に449,207千円が適正に計上されている。

(イ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

退職手当引当金は計上されていない。人件費及び賞与引当金等も計上されていない。他の会計に計上されている職員が兼任している場合は、適正に按分をするよう検討されたい。

(ウ) 地方債残高及び支払利息について

翌年度償還予定額 31,729 千円と固定負債の地方債 435,677 千円を合わせた 467,406 千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成21年度の支払利息が10,158千円発生している。

(5) 生活排水処理事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上、281,091 千円が有形固定資産の「生活インフラ・国土保全」に計上されている。

平成21年度の建設改良費は36,848千円であり、処理場に31,826千円、その他資産に5,022千円按分されている。建設利息の及び用地費の按分は生じていない。

その結果、当年度の減価償却分のみ資産が減少している。償却資産については、残存価額ゼロの定額法により、それぞれの資産区分の耐用年数で処理されている。

よって、当年度の償却額は6,774千円となり、償却資産の期末帳簿価額281,091千円が計上されている。償却資産の内訳は、処理場261,003千円、その他資産20,088千円となる。

償却資産に係る国庫支出金額も、同様に償却分減少し、貸借対照表の純資産の部の「公共資産等整備国県補助金等」に 71,922 千円が適正に計上されている。

(イ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

退職手当引当金は計上されていない。人件費及び賞与引当金等も計上されていない。他の会計に計上されている職員が兼任している場合は、適正に按分をするよう検討されたい。

(ウ) 地方債残高及び支払利息について

翌年度償還予定額2,704千円と固定負債の地方債145,096千円を合わせた147,800千円が計上されている。また、上記地方債残高に対する平成21年度の支払利息が2,139千円発生している。

(6) 個別排水処理事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の 12,917 千円が、有形固定資産の「生活・インフラ国土保全」に計上されている。資産区分は処理場である。

平成 21 年度の建設改良費は生じていない。また、過去において用地取得費、建設利息及び 償却資産に係る補助金(国県支出金)はないため、按分は発生していない。

処理場の取得価額 14,437 千円に対し、当該年度は 380 千円の減価償却が発生し、償却累計額は 1,520 千円となり、年度末の帳簿価額 12,917 千円が適正計上されている。

(7) 駐車場事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 資金について

駐車場事業財政調整基金の年度末残高 34,908 千円に当該年度収支差額 2,323 千円を加えた 37,231 千円が計上されている。

(イ) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の有形固定資産272,141千円が正しく計上されているか監査した。

用地取得費、建設利息及び償却資産に係る補助金(国県支出金)はないため、按分は発生していない。

平成21年度は、13,464千円の資本的支出(駅北駐車場の整備費)が発生している。

償却資産取得価額合計 321,559 千円に対し、耐用年数 40 年で適正に償却がされている。当 該年度償却額は 7,703 千円、累計額は 49,418 千円となり年度末帳簿価額 272,141 千円が計上 されている。

(ウ) 地方債残高及び支払利息について

地方債残高として、翌年度償還予定額 14,929 千円と固定負債に計上されている地方債 180,925 千円を合わせた 195,854 千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成21年度の支払利息が3,310千円発生している。

(エ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員1名分に係る期末までの発生額1,263千円が当年度引当金として計上されている。

繰入額として当年度の退職手当組合負担金 492 千円の拠出により、前年度末引当金 1,084 千円から将来負担が同額減額され 592 千円となるため、当年度末引当金 1,263 千円との差額 671 千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に期末の要支給額 1,263 千円に同会計の退職手当組合への積立不足額 145 千円を加算し、当年度引当金 1,408 千円、繰入額 816 千円に修正する必要がないか検討を要する。

賞与引当金及び賞与引当金繰入等には304千円が計上されている(提出資料による)。

(オ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストの主な内訳は、以下のとおりである。

人件費は、職員給与費 5,065 千円から前年度賞与引当金 314 千円を控除した 4,751 千円が計上されている。

物件費は、営業費用・その他支出 19,865 千円から維持補修費 2,258 千円と消費税 2,486 千円が控除された 15,121 千円が計上されている。

補助金等に計上されている 2,486 千円は公課費(消費税)となっている。他会計支出には、一般会計への繰出金4,140 千円が計上されている。経常行政コスト合計は40,744 千円である。

一方、経常収益は、駐車場使用料である事業収益 66,704 千円とその他収入 254 千円の 66,958 千円が計上される。

その結果、当該年度の純経常行政コストは 26,214 千円の黒字となっている。受益者負担により経費が賄われている。

(道分山立体駐車場の実質的な資産額及び償却額について)

なお、(㈱浜田みらい 21 (既に解散済) から取得した立体駐車場については、平成 15 年度に 市が同社から 2.8 億円で取得し、4 表上も資産計上している。しかし、同社の平成 14 年度にお ける貸借対照表上の有形固定資産計上額は 9.2 億円(内訳は不明)である。

よって、実質的な資産価額及び減価償却額は、4表の計上額よりも多いことも想定され、単年度の経常行政コストが増加し、黒字額は減少する可能性もある。

また、同資産は平成2年に建設し既に20年が経過しており、今後、多額の維持・更新需要が発生するため、対応を十分に検討されたい。

(8) 公設水産物仲買売場特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 資金について

「公設水産物仲買売場財政調整基金」の年度末残高 38,997 千円に当該年度収支差額 1,287 千円を加えた 40,284 千円が計上されている。

(イ) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の31,237 千円が正しく計上されているか確認した。 償却資産取得価額525,468 千円に対し耐用年数25年の定額法により償却がされている。 当年度償却額は1,982千円である。

(老朽化資産に対する対応について)

なお、取得価額 525, 468 千円に対し、減価償却累計額が 494, 231 千円に達しており、老朽化 が顕著である(老朽化率 94.1%)。

資産の大半は昭和 50 年代に建設されたものである。昭和 51 年に 297,540 千円、昭和 54 年 に 170,446 千円の資本的支出がなされている。

共に、既に耐用年数 25 年を経過しており、今後の維持・更新等について対応を検討する必要がある。

(ウ) 地方債残高及び支払利息について

地方債残高として、翌年度償還予定額 1,483 千円と固定負債に計上されている地方債 4,546 千円を合わせた 6,029 千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成21年度の支払利息が78千円発生している。

(エ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストとしては、15,888 千円が計上される。

物件費 13,678 千円、減価償却費 1,982 千円、支払利息 78 千円に加え、使用料の不納欠損額 150 千円が回収不能見込計上額として計上されている。

一方、経常収益は 16,796 千円である。当年度の水産物仲買売場使用料 16,511 千円に不納欠損額 150 千円を加えた 16,661 千円が事業収益として計上される。

その結果、当年度の純経常行政コストは908千円の黒字である。

イ 資金収支計算書について

経常的収支は 2,890 千円の黒字、投資・財務的収支は 1,467 千円の赤字で、1,423 千円の資金増となっている。

(9) 国民宿舎事業特別会計

|ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について |

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の822,200千円が、「産業振興」に正しく計上されている。

償却資産取得価額は 1,560,500 千円であり、耐用年数 25 年の定額法で償却されている。 当年度償却額は 59,672 千円である。また、平成 21 年度は 2,578 千円の資本的支出がされている。

償却資産に係る補助金(県支出金)383,600 千円についても、同様に償却が行われる。補助金に係る当年度償却額は15,344 千円、償却累計額は173,544 千円であり、年度末帳簿価額210,056 千円が適正に計上されている。

(老朽化率資産に対する対応について)

なお、取得価額 1,560,500 千円に対し、減価償却累計額は 738,300 千円であり資産老朽化率 は 47.3%である。

資産の大半は平成10年度に建設されたものである。建設から10年以上が経過してきており、 建物附属設備等の修繕が発生してくるものと予測されるため、計画的な点検と修繕に努める必要がある。

(イ)地方債残高及び支払利息について

地方債残高として、翌年度償還予定額 60,737 千円と固定負債に計上されている地方債513,060 千円を合わせた573,797 千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成21年度の支払利息が10,827千円発生しており、大きなコスト負担となっている。

イ 資金収支計算書について

経常的収支は 21,439 千円の黒字、公共資産整備収支は 2,578 千円の赤字、投資・財務的収支は 18,861 千円の赤字で、当年度の資金増減は 0 円である。

経常的収入の主なものは指定管理者からの納付金36,000千円である。

投資・財務的支出は地方債の償還金 59,685 千円であり、その財源は一般会計からの繰入金 40,824 千円により賄われている。

(資金面からの収支の改善について)

過大な設備投資を地方債により実施しているため、多額の支払利息 10,287 千円と償還金 59,685 千円の負担が発生しており、納付金 36,000 千円では賄いきれない現状が認識できる(一般会計からの繰入金が 40,824 千円)。

今後、耐用年数の経過に伴い、多額の維持修繕費も発生することが予測される。指定管理者のさらなる経営努力を促し、利益還元がなされるよう指導することが必要である。

5 公営企業会計以外の公営事業会計について

(1) 国民健康保険特別会計(事業勘定)

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 資金について

「国民健康保険財政調整基金」の残高 1,801,794 千円に当該年度の収支差額 85,683 千円を加えた 1,887,477 千円が計上されている。

出納整理期間中における基金の減少額243,596千円が控除されている。

(イ) 長期延滞債権、未収金及び回収不能見込額について

長期延滞債権 134, 331 千円と回収不能見込額 △69, 799 千円 (過去 5 年の回収不能実績率による) 及び未収金 17,626 千円が計上されている。

しかし、回収不能見込額△69,799 千円は、長期延滞債権 134,331 千円と未収金 17,626 千円 の合計 151,957 千円に対する回収不能見込額であり、本来は長期延滞債権に係るものと未収金 に係るものは分けて計上する必要がある。

また、回収不能見込額△69,799 千円のうち、一定額以上(1,000 千円以上)の長期延滞債権 に係る回収不能見込額として△107 千円が積算されているが、積算根拠が確認できない。

行政コスト計算書の回収不能見込計上額は、当年度見込額と前年度見込額の差額△15,990 千円に不納欠損額19,114 千円を足した3,124 千円が計上されている。

(ウ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 17 名分に係る期末までの発生額 135,933 千円が当年度引当金として計上されている。

繰入額として当年度の退職手当組合負担金 12,346 千円の拠出により、前年度末引当金 141,606 千円から将来負担が同額減額され 129,260 千円となるため、当年度末引当金 135,933 千円との差額 6,673 千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に期末要支給額 135,933 千円に同会計の退職手当組合への積立不足額 2,470 千円を加算し、当年度引当金 138,403 千円、繰入額 9,143 千円に修正する必要がないか検討を要する。

賞与引当金及び賞与引当金繰入額として、平成 21 年度末に発生している 4 か月分の 7,397 千円が適正に計上されている。

(エ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストとしては、6,627,369 千円が計上される。保険給付4,675,887 千円(保険給付4,693,690 千円から診療報酬審査17,803 千円を控除)、補助金等1,616,926 千円(後期高齢者支援金632,372 千円、介護給付費納付金241,900 千円等)、人件費130,004 千円、物件費156,596 千円、支払利息1,238 千円等が計上される。

一方、経常収益は 4,713,709 千円である。分担金・負担金収入は 3,331,803 千円(前期高齢者交付金 2,064,937 千円等)、保険料収入としては、保険料 965,985 千円に当年度収入未済額 151,957 千円と不納欠損額 19,114 を加算し、前年度収入未済額 183,352 千円を控除した 953,704 千円が計上されている。他会計繰入金は一般会計からの繰出金 412,667 千円である。

その結果、当年度の純経常行政コストは1,913,660千円となる。

イ 純資産変動計算書について

当期の変動額は純経常行政コストの△1,913,660 千円と補助金等受入 1,732,721 千円である。 その結果、年度末の純資産高は1,826,305 千円に減少している。

ウ 資金収支計算書について

経常的収支額において 172,173 千円の赤字が発生している。給付費や一般管理費(人件費等)の増加等による。よって、期末の資金残高は 1,887,477 千円に減少している。

(2) 国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の210,573千円が正しく計上されているか確認した。

償却資産取得価額は 276,117 千円であり、耐用年数 25 年の定額法で償却され、未償却残額は 210,063 千円となっている。当該年度の償却額 9,926 千円が適正に計上されている。

平成21年度は27,963千円の施設整備費の支出がされている。弥栄診療所の医療機器購入によるものである。

土地取得費は510千円となっている。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 9 名分に係る期末までの発生額 45,577 千円が当年度引当金として計上されている。

繰入額として当年度の退職手当組合負担金7,613千円の拠出により、前年度末引当金56,299千円から将来負担が同額減額され48,686千円となるため、当年度末引当金45,577千円との差額△3,109千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に期末要支給額 45,577 千円に同会計の退職手当組合への積立不足額 1,308 千円を加算し、当年度引当金 46,885 千円、繰入金△1,801 千円に修正する必要がないか検討を要する。

賞与引当金及び賞与引当金繰入額として、21年度末に発生している4か月分の4,980千円が 適正に計上されている。

(ウ) 地方債残高及び支払利息について

地方債残高として、翌年度償還予定額 19,788 千円と固定負債に計上されている地方債 152,429 千円を合わせた 172,217 千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成21年度の支払利息が2,289千円発生している。

(エ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストとしては、244,738 千円が計上される。

主なコストは、人件費 142,540 千円と物件費 88,112 千円である。減価償却費 9,926 千円と 支払利息 2,289 千円も発生している。

一方、経常収益は247,108 千円である。診療収入である事業収益が178,835 千円、普通会計及び事業勘定からの繰入金収入が61,327 千円計上されている。

その結果、当年度の純行政コストは2,370千円の黒字となる。

イ 純資産変動計算書について

期首純資産高△42,658 千円に純経常行政コストの黒字 2,370 千円と補助金等受入 28,087 千円の増加額を加えて、期末の残高は△12,201 千円となる。

ウ 資金収支計算書について

経常的収支は 13,057 千円の黒字、公共資産整備収支は支出 27,963 千円に対し、地方債発行 12,000 千円、国県補助金8,571 千円、他会計補助金7,392 千円により賄われている。

投資・財務的収支は地方債の償還により13,057千円の赤字である。

(3) 老人保健医療事業特別会計

医療制度改革により、平成 20 年 4 月より「後期高齢者医療制度」が開始され、老人医療制度は廃止された(清算事務のみのため記述は省略する)。

(4) 後期高齢者医療特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

後期高齢者医療保険料(普通徴収分)に係る長期延滞債権1,094 千円と未収金2,804 千円の合計3,898 千円が収入未済額として計上されている。前年度未収金のうち、回収されなかったものが長期延滞債権へ振り替えられている。

回収不能見込額は計上されていない。今後の回収状況等により、計上する必要がないか検討 を要する。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び 繰入等の計上について

対象となる職員4名分に係る13,607千円が当年度引当金として計上されている。

繰入額として当年度の退職手当組合負担金 2,436 千円の拠出により、前年度末引当金が 10,787 千円であることから将来負担が 8,351 千円となり、当年度末引当金 13,607 千円との差額 5,256 千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に期末要支給額 13,607 千円に同会計の退職手当組合への積立不足額 581 千円を加算し、当年度引当金 14,188 千円、繰入額 5,837 千円に修正する必要がないか検討を要する。

賞与引当金及び賞与引当金繰入額として、平成 21 年度末に発生している 4 か月分の 1,042 千円が計上されている。

(ウ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストとしては、1,414,416 千円が計上される。

補助金等として後期高齢者医療広域連合納付金1,375,414千円、人件費14,452千円、物件費18,121千円等が計上されている。人件費には、決算統計上の人件費から退職手当組合負担金2,436千円及び前年度賞与引当金1,667千円が適正に控除されている。

これに対する経常収益は、保険料 468, 454 千円、一般会計からの繰入金 908, 691 千円等の 1, 414, 204 千円が計上されている。保険料には当年度徴収額 466, 330 千円に収入未済額に係る 調整額 2, 124 千円 (当年度末未収額及び長期延滞債権の額 3, 898 千円-前年度末未収額及び長期延滞債権の額 1, 774 千円の差額) の加算が正しく行われている。

差引き 212 千円の純経常行政コストが発生している。

イ 資金収支計算書について

資産及び負債を抱えていないため、経常的収支の部のみ計上される。支出は納付金 1,375,414 千円、人件費支出 18,555 千円、物件費支出 18,121 千円等の 1,412,221 千円が計上される。対する保険料収入は 466,330 千円のため、一般会計からの繰入金 908,691 千円により賄われている。収支差額は 141 千円の赤字である。

ウ 純資産変動計算書について

期首純資産高△10,392 千円に純経常行政コスト 212 千円を加えた期末の残高は△10,604 千円となる。

6 地方三公社について

(1) 浜田市土地開発公社

ア 貸借対照表について

(ア) 有形固定資産計上の資産について

代行用地として長浜小改築用地 450,812 千円が「教育」に計上されている。個別財務諸表の 帳簿価額が計上されている。

(イ) 販売用不動産の完成土地について

販売用不動産のうち完成土地 259,006 千円(竹迫住宅団地 2,057 千円、漁民住宅団地 16,950 千円、石央文化ホール隣接地 240,000 千円)の個別財務諸表における帳簿価額が計上されている。

販売用不動産の計上については、財政健全化法における将来負担比率を算定する際の評価基準を用いる(浜田市は固定資産税評価額を調整する方法を採用)。

この算定方法に従い時価評価を行うと、竹迫住宅団地が 103,460 千円、漁民住宅団地が 23,926 千円、石央文化ホール隣接地 192,906 千円となるが、棚卸資産の評価基準に基づき帳簿 価額といずれか低い方を採用することとなる (低価法)。よって、石央文化ホール隣接地については時価評価額 192,906 千円が計上され、評価損△47,094 千円が計上されないか確認されたい。

但し、同地については 30 年の賃貸契約により現況が貸付地であるため、有形固定資産へ振り替える必要がないか検討されたい。この場合、時価が帳簿価格に比べ50%以上下落した場合は強制評価減の対象となる。

また、竹迫住宅団地については、平成22年度財政援助団体等監査で指摘しているように土地処分時の販売原価計上方法が適切でないため、当年度末帳簿価額が実態と乖離した低い価額となっている。適正な帳簿価格への修正と、低価法の適用について検討を要する。

完成土地の価額について

(単位:千円)

完成土地の種類	帳簿 価格	時価 評価額	財務4表 計上額	財務書類 4 表への要計上額
竹迫住宅団地	2, 057	103, 460	2, 057	適正な帳簿価格の算出と低価法 による計上の検討を要する。
漁民住宅団地	16,950	23, 926	16,950	
石央文化ホール隣接地 (※1)	240,000	192, 906	240,000	192, 906 (低価法)

※ 1 但し、有形固定資産への振替えについて検討を要する。

(ウ) 販売用不動産の開発中土地について

販売用不動産のうち開発中土地 1,754,815 千円の確認を行った。すべて個別財務諸表の帳簿価額による金額が計上されている(物流軽工業団地 178 千円、下府石央団地 89,512 千円、旧原井小跡地 461,070 千円、旧医療センター跡地 1,204,055 千円)。

しかし、下府石央団地(現計上額 89,512 千円) については、低価法の適用により資産計上額の修正及び評価損の計上(時価評価額 403 千円、評価損計上額 89,109 千円) が必要である。

また、旧原井小跡地、旧医療センター跡地については、販売見込額(旧原井小跡地 599,058 千円、旧医療センター跡地 1,901,673 千円)から販売経費見込額(旧原井小跡地 9,639 千円、 旧医療センター跡地 216,300 千円)を控除した時価評価額(旧原井小跡地 589,419 千円、旧医療センター跡地 1,685,373 千円)と、帳簿価格(旧原井小跡地 461,070 千円、旧医療センター跡地 1,204,055 千円)との比較で少ない額が計上されている。

但し、販売経費見込額については、今後見込まれる経費ではなくこれまで支出した販売経費が計上されている。旧医療センター跡地については、浜田市土地開発公社から新たに販売経費見込額として 41,294 千円の提出を受けたため、時価評価額は 1,860,379 千円に修正が必要でないか確認を要する(時価評価額を修正しても、低価法により帳簿価額が 4 表上資産計上される)。

(エ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

個別財務諸表で計上されている 49,039 千円が、退職給付引当金として計上されている。連結上の賞与引当金1,291 千円の積算根拠は、提出資料からは確認できない。

イ 行政コスト計算書について

(ア)支払利息について

計上額 28,856 千円の中に、旧医療センター跡地分 19,780 千円が含まれている。本来造成事業原価に計上されるものであり、減額修正の検討を要する。

(イ) その他行政コストについて

公社の個別財務諸表における公有地取得事業原価 192, 162 千円(公有用地、代行用地処分に係る原価)及び土地造成事業原価 35,815 千円(旧原井小跡地の用地処分に係る原価)の合計227,977 千円が計上されている。

なお、「(ア) 支払利息について」で記述したとおり、土地造成事業原価に旧医療センター跡 地の支払利息 19,780 千円を追加修正する必要がないか検討を要する。

なお、経常行政コストに、賞与引当金繰入額1,291千円を計上する必要がある。

(ウ)経常収益について

事業収益 228,379 千円は、個別財務諸表における公有地取得事業収益と土地造成事業収益の合計であり適切に計上されている。

ウ 資金収支計算書について

(ア)支払利息について

旧医療センター跡地の支払利息 19,780 千円が費用処理されているが、経理基準によれば、本来、造成事業原価へ計上されるべきものである。経常的支出の支払利息 28,856 千円から19,780 千円を控除する必要について検討されたい。

〇 経常的収支の部

(ア) 人件費について

個別財務諸表(キャッシュ・フロー計算書)が作成されており、収益的支出の人件費 8,727 千円から福利厚生費、退職給付費用を控除した 8,548 千円(報酬、給料、手当、法定福利費) が計上されている。

(イ) その他支出について

公有地取得事業及び開発事業用地取得事業として78千円が計上されている。

しかし、個別財務諸表(キャッシュ・フロー計算書)で事業活動によるキャッシュ・フロー に上がっている土地造成事業支出 1,755 千円 (4 表では公共資産整備収支の部に計上されてい る) が加算計上されないか確認を要する。

(ウ) 事業収入について

個別財務諸表 (キャッシュ・フロー計算書) における公有地取得事業収益 256,112 千円と土 地造成事業収益 35,816 千円の計 291,928 千円が適正に計上されている。

〇 公共資産整備収支の部

個別財務諸表のキャッシュ・フロー計算書の公有地取得事業 186,976 千円と土地造成事業支出 1,755 千円の合計 188,731 千円が計上されているが、土地造成事業支出 1,755 千円は、経常的支出のその他支出に計上されるものでないか確認されたい。

なお、第三セクター等公共資産整備支出 188,731 千円は、公共資産整備支出の科目に 186,976 千円として計上されるものでないか確認を要する。

その他収入 31,476 千円のうち、受取利息 211 千円については、「経常的収支の部」の諸収入 として計上すべきでないか確認されたい。なお、その他収入には第三中学校に係る利子補給が 含まれている。

7 一部事務組合及び広域連合について

経費負担割合により、適正に比例連結されているかを中心に、資産計上額等について監査した。

(1) 浜田地区広域行政組合(一般会計)

ア 比例連結について

浜田市の負担金負担割合は総務費、企画費及び環境衛生事業(管理費、可燃ごみ処理事業費) の按分率の平均値約75.41%となっている。

加入団体である江津市は約 24.59%となる。当該経費負担割合による比例連結割合を基に、資産及び費用が按分計上されている。

イ 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上について

先ず、団体全体の貸借対照表上の有形固定資産8,452,825 千円が正しく計上されているか監査した。

資産明細表より償却資産取得価額は14,796,247千円である。平成21年度の資本的支出は発生していない。減価償却計算表により、総務費、福祉(民生費)、環境衛生費の各計上資産が耐用年数25年の定額法で償却されている。当年度償却額は509,296千円、償却累計額は6,977,012千円で償却資産帳簿価額は7,819,235千円である。土地の取得価額は633,590千円となっている。85億円の資産の中身は、エコクリーンセンターに係る債務負担である。

償却資産に係る補助金額 2,305,096 千円についても、同様に償却処理され 1,310,901 千円が、 純資産の部の公共資産等整備国県補助金等へ適正に計上されている。

次に、浜田市の比例連結による経費負担割合は約75.41% (75.40866%) であるため、連結 決算書においては、同割合による合理的な基準により資産按分され6,374,162 千円が浜田市分 の有形固定資産として計上されている。

(イ) 基金残高と資金について

団体の「浜田地区ふるさと市町村圏振興基金」1,001,200 千円、資金15,414 千円は、経費負担割合により、浜田市分はそれぞれ754,992 千円と11,623 千円が適正に計上されている。基金の大半は、有価証券900,000 千円(国債5年物)である。

(ウ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

団体における一般会計全体の退職手当引当金は職員 16 名に係る 248,460 千円 (基本額 228,322 千円及び調整額 20,138 千円) が計上されている。浜田市分の引当金は、比例連結割合により 187,360 千円が適正計上されている。

全体の退職手当引当金繰入等額は7,487 千円で、浜田市分は5,646 千円が計上されている。 目的別への按分は、実支出額によるとのことである。

賞与引当金は、団体全体では8,054 千円、浜田市分として6,074 千円が計上されている。

(エ) 地方債残高及び支払利息について

団体の地方債残高として、翌年度償還予定額 398, 421 千円と固定負債に計上されている地方債4, 351, 747 千円を合わせた4, 750, 168 千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成21年度の支払利息が77,685千円発生している。 浜田市の地方債残高の按分額は3,582,038千円、支払利息は58,581千円が計上される。

(オ) 当年度純経常行政コストについて

団体全体での経常行政コストとして 1,435,163 千円、浜田市按分額 1,082,237 千円が計上される

主なコスト (浜田市按分計上額) は、人件費 102,602 千円、物件費 (委託料等) 467,341 千円、減価償却費 384,053 千円、支払利息 58,581 千円である。

一方、経常収益(浜田市分)は882,085千円である。

使用料・手数料収入は 42,399 千円であり、市からの負担金収入が 839,687 千円である。 その結果、当年度の純行政コストは 200,152 千円となる。

ウ 資金収支計算書について

浜田市按分計上額は、経常的収支は195,501千円の黒字、投資・財務的収支は地方債償還により192,023千円のマイナスとなっている。

財産収入(浜田市分8,769千円)、諸収入(発電収入等: 浜田市分9,198千円)も含まれている。

(2) 浜田地区広域行政組合(介護保険特別会計)

ア 比例連結について

浜田市の経費負担割合は管理費及び給付費の浜田市按分率の平均値 67.596%となっている。加入団体である江津市は 32.404%となる。当該経費負担割合による比例連結割合を基に、資産及び費用が適正に按分計上されている。

イ 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 資金と基金残高について

基金は「介護給付費準備基金」と「介護従事者処遇改善臨時特例基金」の計 491,245 千円、資金は84,066 千円であり、浜田市分は経費負担割合により、それぞれ 332,062 千円と 56,825 千円が適正に計上されている。

(イ) 長期延滞債権及び未収金及び回収不能見込額について

団体の収入未済額 27,979 千円が按分により、浜田市分の長期延滞債権 10,649 千円及び未収金 8,264 千円に計上されている。

なお、回収不能見込額について、行政コスト計算書の回収不能見込計上額に団体分 12,040 千円(浜田市按分計上額 8,139 千円)が計上されているにも関わらず、貸借対照表の回収不能 見込額が計上されていないため確認を要する。

(ウ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

介護保険事業会計全体の退職手当等引当金は職員 5 名分に係る 51,755 千円(基本額 47,897 千円と調整額 3,858 千円)で、浜田市分は按分比率による 34,984 千円が計上されている。

団体(介護)の退職手当等引当金繰入等 8,273 千円は、当年度引当金 51,755 千円と前年度 引当金 47,165 千円の差額 4,590 千円に退職金(退職手当組合負担金)3,683 千円を加えた額が 計上され、浜田市分は5,592 千円となる。

団体の介護保険特別会計の賞与引当金及び繰入額は 2,479 千円が計上され、浜田市按分計上額は 1,676 千円となる。

(エ) 当年度純経常行政コストについて

介護保険事業全体での経常行政コストとして 9,017,375 千円、浜田市按分額 6,095,386 千円 が計上される。

主なコストの大半は、介護給付費 8,430,791 千円 (浜田市按分計上額 5,698,878 千円) である。

一方、経常収益 5,300,847 千円(浜田市分 3,583,161 千円)の主なものは、介護保険料 1,413,334 千円(浜田市分 955,357 千円)、負担金 2,554,459(浜田市分 1,726,712 千円)、他会計補助金等 1,318,847 千円(浜田市分 891,488 千円)である。

その結果、当年度の純行政コストは 3,716,528 千円 (浜田市分 2,512,225 千円) となる。 多額の純経常コストが発生しており、マイナス分は国県補助金 3,628,525 千円 (浜田市分 2,452,738 千円) により賄われている。

(3) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合

ア 比例連結について

負担金負担割合は浜田市 58%、江津市 42%となっている。当該経費負担割合による比例連結 割合を基に、資産及び費用が適正に按分計上されている。

イ 貸借対照表及び行政コスト計算書について

団体全体の資産は、有形固定資産(共同浴場他)25,810 千円、財政調整基金現在高 15,703 千円、歳計現金 3,435 千円が計上されており、浜田市分は経費負担割合により、有形固定資産 14,970 千円、財政調整基金 9,108 千円、歳計現金 1,992 千円が適正按分されている。

団体の費用は、個別決算書により、人件費 214 千円、物件費 19,869 千円 維持補修費 1,109 千円及び補助金等 1,763 千円が計上されている。

なお、資産に係る減価償却費は2.114千円である。

浜田市分は按分比率により、人件費 124 千円、物件費 11,524 千円、維持補修費 643 千円、減価償却費 1,226 千円、補助金等 1,023 千円が適正計上されている。

経常収益は、使用料・手数料 22, 732 千円 (浜田市分 13, 184 千円)、分担金・負担金 231 千円 (浜田市分 134 千円) が計上される。

よって、純経常行政コストは2,106千円(浜田市分1,222千円)が計上される。

(4) 島根県市町村総合事務組合

ア 比例連結について

規約に基づく当該年度の経費負担割合に応じた「比例連結」が適正か確認した。

島根県市町村総合事務組合への浜田市負担額は2,046 千円となっている。

団体の個別決算書において、各市町村の負担金合計額は 25,196 千円のため浜田市の比例連結の割合は 8.12%となる。

イ 貸借対照表等について

団体全体の資産は、個別決算書等により有形固定資産 3,079,382 千円、その他特定目的金641,710 千円、財政調整基金205,832 千円、歳計現金7,105 千円が計上されており、浜田市分は経費負担割合8.12%により、有形固定資産250,056 千円、基金等52,109 千円、資金(財政調整基金と歳計現金)17,291 千円が適正按分されている。

同様に、行政コスト計算書、純資産変動計算書においても、比例連結により経費負担割合に基づいた浜田市分の金額が按分計上されている。

(5) 島根県後期高齢者医療広域連合(普通会計及び保険事業会計)

ア 比例連結について

普通会計における浜田市の経費負担割合は、各市町村負担金合計の 412, 127 千円のうち 34, 418 千円 (均等割 10%、人口割 45%、被保険者割 45%) で 8.3%となっている。

保険事業会計における浜田市の経費負担割合は、14,726,523 千円のうちの1,375,272 千円(保険料等負担金638,770 千円、療養給付費負担金736,502 千円)で、9.3%となっている。

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書において、比例連結により経費負担割合に基づいた浜田市分の金額が按分計上されている(一部抽出による)。

(ア) 当年度純経常行政コストについて

普通会計の全体においては、1,164,338 千円の経常行政コストが発生し、経常収益は242,405 千円、純経常行政コストは921,933 千円が計上されている。

浜田市分は経費負担割合の 8.3%で按分され、行政コストが 96,640 千円、経常収益が 20,120 千円で、平成 21 年度の純経常行政コストは 76,520 千円が計上される。

後期高齢者医療事業会計の全体においては、行政コストは 93,204,681 千円 (保険給付費 89,909,790 千円等)、経常収益は 53,968,795 千円で、差引き純経常行政コストは 39,235,886 千円となっている。

浜田市分は経費負担割合の 9.3%で按分され、行政コストが 8,668,035 千円、経常収益が 5,009,864 千円で、平成 21 年度の純経常行政コストは 3,658,171 千円が計上される。

8 第三セクター等について

(1) 財団法人 浜田市教育文化振興事業団

(浜田市世界こども美術館、石央文化ホール、サン・ビレッジ浜田、ラ・ペアーレ浜田)

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 基金等計上額について

基金等 100,000 千円が計上されている。内訳は、個別決算書の基本財産に計上されている 100,000 千円 (定期預金 84,002 千円と投資有価証券 15,998 千円) である。

投資有価証券の15,998千円は5年物国債であり取得価額が計上されている。

資金には、財団の一般会計の現金預金 31,743 千円とミュージアムショップ特別会計の現金 預金1,404 千円の計 33,147 千円が適正に計上されている。

流動資産の「その他」に計上されている 2,069 千円は仮払金であるが、本来、期末には科目を特定して計上すべきものである。

流動負債の「その他」に計上されている12,566千円は、前受金及び預り金である。

(イ) たな卸し資産の計上について

ミュージアムショップ、カフェのたな卸し資産が計上されていないため、確認を要する。

(ウ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

個別決算書には計上されていないが、賞与引当金 2,650 千円が連結修正で計上されている。 行政コスト計算書の引当金繰入額が△747 千円となっているが、2,650 千円で計上する必要がある。

退職手当引当金及び引当金繰入額は、中小企業退職金共済制度に加入しているため発生しない。なお、掛金については、個別財務諸表において費用処理されており、連結財務書類上も同様に処理されていることを確認した。

(エ) 施設の減価償却について

施設(有形固定資産)は普通会計で保有しているため、団体の決算書に減価償却費は計上されない。

しかし、各施設ごとの償却の状況を把握することが、今後の財政運営上及び施設の維持管理 上、有効である。

なお、試算ではあるが、石央文化ホールの初期投資額 2,573,790 千円、世界こども美術館の初期投資額 1,693,600 千円を教育施設の耐用年数 50 年で償却計算した場合、年間の減価償却費は石央文化ホールが 51,476 千円、世界こども美術館が 33,872 千円となる。

(オ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストとしては、258,001 千円が計上されている。

人件費 79,988 千円、物件費 169,967 千円、維持補修費 5,370 千円(協定書により 50 万円未満のもの)等が計上されている。

たな卸し資産が計上されておらず、ミュージアムショップ、カフェの売上に係る売上原価が 計上されていない。収益と費用を対応させ、適正な経理処理に努められたい。

(経常収益の計上額と受益者負担率について)

経常収益全体では259,597千円が計上されている。

そのうち、「事業収益」には150,489千円が計上されている。

しかし、実際の受益者負担額は、団体決算書の「施設利用収入」73,212 千円と「事業収入」のうちの「自主事業収入」23,447 千円(団体一般会計)と「販売事業収入」2,613 千円(ミュージアムショップ特別会計)の計99,272 千円のみである。

「事業収益」のうちの残額 51,217 千円は市からの管理委託金であり、「その他特定行政サービス」に計上される 109,108 千円のほとんどは市からの補助金である。

よって、受益者負担率は約38.5%程度に留まっている。特に、世界こども美術館の受益者負担率は10%未満であるため、今後、更なる経営努力を促す必要がある。

(2) 財団法人 三隅町教育文化振興財団

(石正美術館、アクアみすみ、三隅中央公園、田の浦公園運動施設、岡見スポーツセンター、 三隅中央会館)

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 基金等計上額について

基金等 102, 375 千円が計上されている。内訳は、個別財務諸表の基本財産に計上されている 定期預金 101, 735 千円とその他の固定資産として計上されている美術品等購入積立預金 640 千 円である。

資金には、現金預金9,584千円が適正に計上されている。

個別財務諸表上の未収金 1,298 千円と未払金 10,390 千円が、それぞれ流動資産及び流動負債に計上されている。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

個別財務諸表には計上されていないが、賞与引当金2,026千円が連結修正で計上される。引 当金繰入額は219千円ではなく2,026千円に修正を要する。

退職手当引当金及び引当金繰入額は、「中小企業退職金共済制度」に加入しているため発生しない。なお、掛金については、個別財務諸表において費用処理されており、連結財務書類上も同様に処理されていることを確認した。

(ウ) 施設の減価償却について

施設(有形固定資産)は普通会計で保有しているため、団体の財務諸表に減価償却費は計上されないが、各施設ごとの償却の状況を把握することが、今後の財政運営上及び施設の維持管理上、有効である。

なお、試算ではあるが、石正美術館の投資額 840,640 千円(本館 636,579 千円、新館 204,061 千円)、アクアみすみの初期投資額 1,148,630 千円を教育施設の耐用年数 50 年で償却計算した場合、年間の減価償却費は石正美術館が 16,812 千円、アクアみすみが 45,945 千円となる。

(エ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストとしては、140,082 千円が計上されている。

人件費 48,889 千円、物件費 84,071 千円、維持補修費 4,774 千円 (協定書により 50 万円または 10 万円未満の修繕) 等が計上されている。

(経常収益の計上額と受益者負担率について)

経常収益には 140,298 千円が計上されている。

「事業収益」92,865 千円と「その他特定行政サービス収入」47,413 千円が計上されている。 しかし、実際の受益者負担額は、団体決算書の「施設利用収入」12,794 千円と「事業収入」 のうちの「自主事業収入」11,183 千円及び「販売事業収入」1,946 千円、雑収入等 1,540 千円 の計 27,463 千円のみである。

「事業収益」のうちの大半は市からの管理委託金であり、「その他特定行政サービス」のほとんどは市からの補助金である。

よって、受益者負担率は約19.6%に留まっている。特に、石正美術館の受益者負担率は10% 未満であるため、今後、更なる経営努力を促す必要がある。

(3) 株式会社 かなぎ(かなぎウェスタンライディングパーク)

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア)繰延資産 (開業費)の償却について

個別決算書上及び連結財務書類 4 表上において、繰延資産(開業費)として 28,033 千円が計上されている。税法上は任意償却とされていることから償却期間 (5 年)経過後も償却がされていない。

しかし、企業会計上(「企業会計原則」や「連続意見書・繰延資産について」等による)、償却の期間を最大限5年以内にとどめる必要がある。よって、平成21年度決算時点においては、既に償却済として実態がないため、繰延資産を計上するのは妥当ではない。連結修正として資産から落とすことを検討されたい。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

平成 20 年度から「中小企業退職金共済制度」に加入しており、提出資料によると、期末において、掛金納付額 882 千円、退職金試算額 788 千円が発生している。

中小企業退職金共済制度掛金については、個別財務諸表において費用処理されており、連結 財務書類上も同様に処理されている。

賞与引当金及び引当金繰入額については、提出資料により、平成22年度上期(8月支給:2月~7月分)の支給がされないため、平成21年度分の引当金の計上も発生しない。

(ウ)減価償却額の計上について

平成 21 年度財政援助団体等監査でも指摘したように、減価償却未実施の資産がある。法人税法上は任意償却が認められているが、「企業会計原則、第三 貸借対照表原則の五の2項」及び「連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について」によれば、費用配分の原則に基づいて、その耐用期間における各事業年度に配分しなければならない。

よって、団体の決算書において適正に償却を実施する必要がある。

直接減額方式による圧縮記帳(圧縮損 13,325 千円)を行っていることも考慮すれば、平成21 年度決算において約 19,396 千円(試算)の未償却が発生していると考えられるため、連結修正処理を行うか、連結財務書類 4 表において注記への記載を検討されたい。

(エ) 未償却分等を修正した場合の計上額について

減価償却未実施額 19,396 千円と繰延資産未償却額 28,033 千円を償却し、圧縮記帳分 13,325 千円を資産計上させた場合、繰越欠損額は平成 21 年度末 \triangle 408,607 千円から \triangle 442,711 千円に拡大する(試算)。

よって、実質的な株主資本(純資産計上額)は、7,289 千円(試算)となるため、資産の実態に合わせて修正を検討されたい。

(オ)純資産の部の「他団体及び民間出資分」計上額について

他団体及び民間出資分として 16,185 千円が計上されている (連結企業会計上、少数株主持分にあたる)。

団体の財務諸表上、資本金は 450,000 千円であるが、繰越欠損金△408,607 千円が生じているため、株主資本(連結上の純資産) は 41,393 千円となる。他団体等出資比率 39.1% (浜田市分 60.9%) で按分計算した 16,185 千円が計上されることになる。

しかし、この額についても、繰延資産及び減価償却の未償却分を考慮した場合、実質的な株 主資本額7,289千円を39.1%で按分した2,850千円(試算)に修正することを検討されたい。

(4) 有限会社 ゆうひパーク三隅

ア 貸借対照表について

(ア) 圧縮記帳を行った固定資産の修正について

連結財務書類4表において、有形固定資産として1,764千円が計上されている。

圧縮記帳を行った固定資産については、減価償却開始時点から固定資産全額を償却対象として減価償却計算を連結修正する必要がある。

同社の減価償却内訳明細書から、圧縮記帳された固定資産4資産について修正計算したところ、92 千円(試算)を有形固定資産残高として追加計上する必要があることを確認した。

また、国県補助金等を財源として固定資産を取得した場合は、純資産の部において、「公共資産等整備国県補助金等」に減価償却後の補助金額を計上する必要がある。

(イ) 純資産の部の「他団体及び民間出資分」計上額について

他団体及び民間出資分として 3,113 千円が計上されている(連結企業会計上、少数株主持分にあたる)。

団体の決算書上、資本金は6,000 千円であるが、繰越利益剰余金1,189 千円が生じているため、株主資本(連結上の純資産)は7,189 千円となる。他団体等出資比率43.3%(浜田市分56.7%)で按分計算した3,113 千円が計上されることになる。

イ 行政コスト計算書について

(ア) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

退職手当引当金に 799 千円、引当金繰入等に 281 千円を修正計上している。

「中小企業退職金共済制度」には未加入で、独自に、退職金支給に備え積立(平成 21 年度 期末で 799 千円、年度末に普通退職した場合の支給見込額と同額)を実施している。

よって、積立額 799 千円を資産の基金等へ計上し、同額を引当金として負債計上している。 賞与引当金及び繰入額については、提出資料により、平成 22 年度支給がないため計上され ないことを確認した。

(イ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストは 78,389 千円が計上されている。

主なコストは、人件費 24,742 千円、物件費(水道光熱費等)9,311 千円、維持補修費 247 千円、減価償却費 331 千円、その他行政コスト43,382 千円(売上原価42,447 千円と雑費936 千円)である。

一方、経常収益は 78,419 千円 (売上高 78,127 千円と営業外収益 292 千円) である。

(5) 財団法人 浜田市都市環境整備公社(竹迫墓地、笠柄墓地の管理)

(同団体は平成22年度末で解散し、当該事業を市に移管している。ただし、平成21年度は連結対象団体である。)

ア 貸借対照表について

資産 101,609 千円、負債 0 円、純資産 101,609 千円が計上されている。資産の内訳は、現金預金 101,609 千円のみである。

平成22年度行政監査(平成20年度連結財務書類等の監査)でも指摘しているように、基本財産として墓地等の計上が必要ないか、また、管理料及び永代使用料に未収金がある場合、流動資産に未収金の計上が必要ないか検討を要する。

イ 行政コスト計算書について

経常行政コストとして 3,133 千円、経常収益として 7,172 千円、差引純経常行政コストとして \triangle 4,039 千円(収益超過)が計上されている。

経常行政コスト3,133 千円に計上されている物件費2,249 千円に工事請負費(水汲み場設置工事)179 千円が計上されているが、本来は資産の増加として処理する必要がないか確認を要する。

また、純資産変動計算書、資金収支計算書においても公共資産整備の項目への同額の計上について検討を要する。

(6) 財団法人 ふるさと弥栄振興公社(ふるさと体験村)

ア 貸借対照表について

資産 67,657 千円、負債 15,452 千円、純資産 52,205 千円が計上されている。

資産の内訳は、現金預金 21, 207 千円、基本財産預金 30, 000 千円、未収金 5, 481 千円、貯蔵品 1, 465 千円、固定資産 9, 504 千円(特別会計元入金 7, 710 千円を含む)等である。

負債は、個別財務諸表の 14,345 千円に賞与引当金 1,107 千円が加算された 15,452 千円が計上されている。内訳は未払金 5,798 千円、未払消費税等 762 千円、一般会計元入金 7,709 千円等である。

退職給与引当金は計上されていない。中小企業退職金共済組合に加入しているため、行政コスト、貸借対照表に計上されないことを確認した。

イ 行政コスト計算書について

経常行政コストは73,586千円が計上されている。

主なコストは、人件費 24,840 千円、物件費(水道光熱費等) 29,014 千円、維持補修費 228 千円、減価償却費 1,336 千円、補助金等 1,937 千円(租税公課:消費税、自動車税、印紙税等、酒税)、その他行政コスト 15,953 千円(売上原価 14,560 千円と雑費 1,393 千円) である。

なお、その他行政コストとして計上されるべき法人税等は、均等割81千円が計上されるはずであるが、個別財務諸表に計上されていないため確認が必要である。

一方、経常収益 77,449 千円は、事業収益 44,429 千円とその他特定行政サービス収入 33,020 千円(市補助金 32,474 千円、基本財産運用益 96 千円、雑収益 337 千円等) である。

その結果、差引き純行政コストとして△3,863 千円(益金計上)が計上されている。

ウ 資金収支計算書について

○経常的収支の部

経常支出の計は 71,884 千円 (人件費 24,840 千円、物件費 28,949 千円、補助金等 1,937 千円、その他支出 16,158 千円) である。

収入は 72,045 千円(事業収入 39,048 千円、諸収入 96 千円、その他収入 32,901 千円)であり経常的収支は 161 千円の黒字となっている。

〇公共資産整備収支の部

固定資産取得支出1,253千円が計上されている。

その結果、当期の資金変動額は 1,092 千円の資金の減少、期末資金残高 21,207 千円が計上 される。

9 連結財務書類4表全般におけるその他確認事項及び法定決算書等の連結修正処理について

基本的に、連結修正に係る手続き等については、個別の財務書類の項目において記載したが、その他確認事項の追加内容を記載する。

(1) 減価償却の耐用年数について

現行では、資産の性質や構造別によらず、教育費 50 年、衛生費 25 年など目的別の耐用年数により一律に償却計算している。

しかし、本来は建物や附属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品などの性質及び構造別により償却を算定するものであり、総務省方式による償却の計算では資産の実態と大きく乖離していると推測される。今後、実態に見合った償却の計算をするよう段階的に見直しを検討されたい。

(2) 販売用不動産の計上について

公社に係る土地のみが計上されている。売却可能資産とは区別されている。 評価は、取得価額と時価(販売経費控除後)のいずれか低い価額を計上する低価法による。 時価(正味売却価額)が取得価額を下回った場合には評価損の計上を検討する必要がある。 (「棚卸資産の評価に関する会計基準」: 改正 20 年 9 月 26 日による。)

(3)無形固定資産の計上について

水道事業会計の施設利用権106,177千円と㈱かなぎの電話加入権291千円が計上されている。 水道部の施設利用権については70年で償却しているが、根拠は不明とのことである。内容 的には西分庁舎の建設費を水道部の専用面積で按分した額を負担しており、鉄筋コンクリー ト造の建物の47年の適用が妥当であるため修正を検討されたい。

(4) 長期未払金の計上について

連結対象団体の長期未払金は370千円が計上されている。何ゆうひパーク三隅(5月決算)の長期未払金計上額370千円が連結上修正計上されている。昨年度指摘事項について改善がなされている。

(5) 退職手当等引当金、賞与引当金の計上について

個別の事項で記載したとおり、特別会計等における計上額が年度末所要額となっているため、 普通会計と同様に、退職手当組合積立過不足額を考慮する必要がないか検討を要する。

(6) 消費税等の会計処理について

原則として、連結財務書類を作成する際は普通会計と同様の税込処理を採用しなければならないが、公営企業会計、第三セクター等において法定決算書が税抜処理されている場合は、採用した消費税等の会計処理を注記されたい。

(7) 出納整理期間中の現金受払いの調整について

水道事業会計における未収金 49,881 千円 (普通会計に対する 26,507 千円、下水道事業会計に対する 23,371 千円、駐車場事業会計に対する 3 千円)、脚浜田市教育文化振興事業団における普通会計に対する未払金 8,586 千円、脚三隅町教育文化振興財団における普通会計に対する未払金 135 千円、脚ふるさと弥栄振興公社における普通会計に対する未収金 4,970 千円が年度末に発生しているとのことである。

算定基準に基づき、5月31日(出納整理期間中)までに現金の受払いがされた取引は、当年度の取引として調整し、普通会計において歳計現金を増減し、他会計において未収金及び未払金を加減させている。

10 連結会計の単純合算及び内部取引の相殺消去について

単純合算の確認、科目の読替等の確認、内部取引の相殺消去等の確認等を行った。

(1) 相殺消去の処理について

会計間(または法人間)の取引について、その相殺消去が適切に処理されているか監査した(一部、抽出による)。

なお、水道料金、下水道使用料、施設使用料などの条例で金額が定められているものは、算定 ルールにより、内部取引の相殺消去の対象から除かれている。

ア 投資(出資金)と資本金の相殺消去について

連結会計間で出資を行っているため、投資と資本の相殺消去が適正に行われているか監査した。 普通会計から水道事業会計への出資金 790,881 千円、工業用水道事業会計への出資金 164,886 千円、㈱かなぎへの出資金 274,250 千円、예ゆうひパーク三隅への出資金 3,400 千円、㈱浜田市 都市環境整備公社への出捐金 2,000 千円、㈱浜田市教育文化振興事業団への出捐金 100,000 千円、 ㈱三隅町教育文化振興財団への出捐金 100,000 千円が、㈱ふるさと弥栄振興公社への出捐金 55,000 千円、浜田市土地開発公社への出資金 5,000 千円が計上されている。

普通会計の貸借対照表の投資等「投資及び出資金」と出資受入れ団体の貸借対照表の純資産の 部「公共資産整備等一般財源等」と相殺消去されていることを確認した。

イ 債権債務の相殺消去について

連結会計間での貸付金と借入金及び未収金と未払金について、相殺消去が適正に行われているか確認した。

普通会計から土地開発公社への未払金318,611 千円について、普通会計の貸借対照表上の流動 負債の未払金60,595 千円と公社の流動資産の未収金60,595 千円が相殺消去され、普通会計の固 定負債の長期未払金258,016 千円と公社の未収金が相殺消去され、連結決算書に反映されている ことを確認した。

ウ 補助金支出と補助金収入の相殺消去及び繰入れと繰出しの相殺消去について

会計間における補助金等の支給と受入れ、繰入れ・繰出しが行われているため、連結行政コスト計算書及び連結資金収支計算書において、相殺消去が行われているか確認した(一部抽出による)。

普通会計から簡易水道事業会計への繰入金 534,483 千円が、連結行政コスト計算書の経常行政コスト「他会計等への支出額」(普通会計)と経常収益「他会計補助金等」(簡易水道事業会計)と相殺消去されている。

また、連結資金収支計算書において、534,483 千円のうち 231,536 千円が、経常的収支の部の「他会計等への事務費等充当財源繰出支出」(普通会計)と「他会計補助金等収入」(簡易水道事業会計)と相殺消去され、8,951 千円が、公共資産整備収支の部の「他会計等への建設費充当財源繰出支出」(普通会計)と「他会計補助金等収入」(簡易水道事業会計)と相殺消去され、293,996 千円が投資・財務的収支の部の「他会計等への公債費充当財源繰出支出」(普通会計)と「他会計補助金等収入」(簡易水道事業会計)と「他会計補助金等収入」(簡易水道事業会計)と相殺消去されている。

特別会計においては同様に、普通会計から公共下水事業会計への繰入金 194,758 千円、農集集落排水事業会計への繰入金 133,873 千円、個別排水事業会計への繰入金 545 千円、漁業集落排水事業会計への繰入金 20,519 千円、生活排水事業会計への繰入金 10,097 千円、国民宿舎事業会計への補助金 40,824 千円、国民健康保険会計(事業勘定)への繰入金 412,667 千円、国民健康保険会計(直診勘定)への繰入金 43,754 千円、老人保健医療事業会計への繰入金 660 千円、後期高齢者医療会計への繰入金 922,865 千円が、連結行政コスト計算書及び連結資金収支計算書において、それぞれ相殺消去されている。

また、工業用水道事業会計 798 千円、簡易水道事業会計 120 千円、公共下水道事業会計 126 千円、農業集落排水事業会計 93 千円が、連結行政コスト計算書の「補助金等支出」(各会計分)と「分担金・負担金収入」のうち 1,137 千円(水道事業会計)と相殺消去されている。

国保の事業会計から直診会計への繰入金17,573千円が、連結行政コスト計算書の「他会計等への支出」(事業会計)と「他会計補助金等収入」(直診会計)と相殺消去されている。

併せて、連結資金収支計算書の経常的収支の部、「他会計への事務費等充当財源繰出支出」(事業会計)と「他会計補助金等収入」(直診会計)と相殺消去されている。

駐車場事業会計から普通会計への繰入金4,140千円が、連結行政コスト計算書の「他会計等への支出額」(駐車場事業会計)と「その他特定行政サービス収入」(普通会計)と相殺消去されている。連結資金収支計算書においては、経常的収支の部の「その他支出」(駐車場事業会計)と「その他収入」(普通会計)と相殺消去されている。

さらに、連結対象団体分として一部事務組合や公社、第三セクター等についても同様に、以下 の内部取引が相殺消去されている。

普通会計から側浜田市教育文化振興事業団への補助金 98,492 千円、側三隅教育文化振興財団への補助金 45,730 千円、側ふるさと弥栄振興公社への補助金 1,377 千円が、それぞれ連結行政コスト計算書の「補助金等」(普通会計)と「その他特定行政サービス収入」(各団体)及び連結資金収支計算書の経常収支の部の「補助金等」(普通会計)と「その他収入」(各団体)において相殺消去されている。

エ 委託料の支払いと受け取りについて

普通会計から何ゆうひパーク三隅への委託料 4,730 千円、㈱かなぎへの管理委託料 20,000 千円 の取引については、連結行政コスト計算書の「物件費」(普通会計)と「事業収益」(各団体)、連結資金収支計算書の「物件費」(普通会計)と「事業収入」(各団体)が相殺消去されている。

普通会計から側ふるさと弥栄振興公社への委託料30,907千円では、連結行政コスト計算書の物件費(普通会計)と事業収益(団体)及び連結資金収支計算書の「物件費」(普通会計)と「事業収入」その他収入(団体)が相殺消去されている。

普通会計から側浜田市教育文化振興事業団への管理委託料 63,534 千円、側三隅町教育文化振興財団への管理委託料 66,941 千円の取引についても、連結行政コスト計算書の物件費 (普通会計)と事業収益(団体)、連結資金収支計算書の「物件費」(普通会計)と「事業収入」(団体)において相殺消去されている。

オ 受取利息と支払利息について

内部取引における相殺消去は発生していない。

11 連結財務書類 4 表の今後の活用と分析等について

平成28年度から地方交付税の合併算定替による増加額が縮減されるなど、厳しい財政運営が予測されるため、将来を見据えた財政運営が不可欠である。

民間企業並みの「経営の視点」から、連結かつ発生主義による「連結財務書類4表」を行政経営 (内部マネジメント) へ有効活用していくことが望まれる。

従来の官庁会計(歳入歳出決算書や決算統計等)では、浜田市全体での資産や負債等を把握することが十分できなかったため、連結財務書類4表の作成意義は大きく、今後の行政経営(内部マネジメント)の有効なツールとなるものである

(1) 連結財務書類 4 表の主な作成意義

①「連結」決算の導入

連結全会計における財政状態及び経営成績の把握が可能になった。第三セクター等も含めた全ての会計(26 会計・団体)を連結できたことの意義は大きい。

②「ストックベース」での資産・負債の把握

ストックベースにより連結の全資産(約2,304億円)と負債(約860億円)及びキャッシュ(約74.5億円)等を明らかにすることが可能となった。

総務省改訂モデルでは決算統計等による算定方法によるが、今後、段階的に資産台帳等を整備 して精度を向上させていくことで、実態に合った資産と負債額の計上が十分可能である。

③「発生主義」による真のコスト認識

企業会計の発生主義により真のコスト(トータルコスト:連結経常行政コスト約523億円)や 負債等を把握することが可能となった。現金主義では認識できなかった減価償却費や引当金等を 把握することができた。

特に、多額のコストである減価償却費(平成 21 年度では約 72.4 億円)が、官庁会計では全く 認識されていなかった。

また、退職手当引当金として、約68.7億円(平成21年度末)が将来の負債として計上されるが、同じく官庁会計では認識されていなかった(特に、公営事業会計における退職手当引当金(債務)は、健全化判断比率でも把握されてない)。

官庁会計でのコストは基本的に現金支出であるため、僅かな金額の節減がコスト意識と認識されやすいが、企業会計での「真のコスト」認識は、発生主義による多額の減価償却費や引当金や支払利息等を含めたものである。

(2)平成 21 年度連結財務書類 4 表の主な状況|

※詳細は、財政課作成の資料により既に公表されているため省略する。

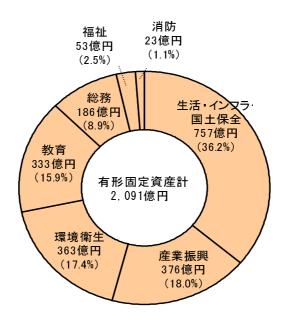
① 連結貸借対照表について

連結での全資産約 2,304 億円に対し、負債約 860 億円と純資産約 1,444 億円が計上される。 資産の内訳は、公共資産が約 2,094 億円、投資等が約 112 億円、流動資産が約 97 億円(内、キャッシュは約 74.5 億円) となっている。

※但し、自治体の資産の90%以上は有形固定資産であり、純資産には資産に対する負担である国・県補助金額が含まれるため、民間企業に比べ純資産比率が高くなる。よって、民間企業のように返済能力や投資余力が高いことを表している訳ではない点には留意が必要である。

なお、資産の大半を占める有形固定資産の目的別割合は、下記のとおりである。

有形固定資産の目的別内訳

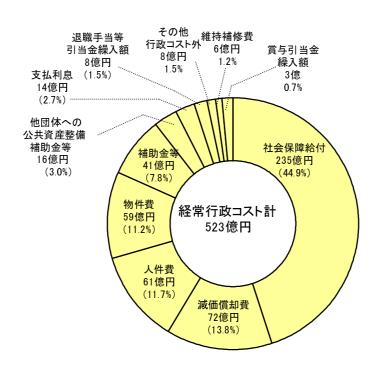


② 連結行政コスト計算書について

経常行政コストは約523億円、経常行政収益は約146億円で、その結果、差引き純経常行政コストは約377億円となっている。受益者負担比率は27.9%となっている。

なお、連結経常行政コストの内訳は、下記のグラフのとおりである。

性質別経常行政コストの内訳



③ 連結純資産変動計算書について

純資産は、約3.9億円減少し約1,444億円となっている。

一般財源のうち、地方税については前年度比で2.8億円、3.5%減少しているが、地方交付税については前年度比で2.4億円、2.1%の増加となっている。

また、補助金受入額は、前年度比で1,661,499千円、11.7%の大幅な増加となっている。

④ 連結資金収支計算書について

経常的収支は約84.6億円の黒字、公共資産整備収支は約18億円のマイナスとなっている。 投資・財務的収支は約74.9億円のマイナスであり、翌年度繰上充用額を加減した平成21年度 の資金額は、約8.8億円減少し約74.5億円になっている。

資金の減少の主な要因は、公共資産整備収支において 18 億円の大幅な赤字を生じていることなどによる。公共資産整備支出に見合う財源が確保されていないためである。

なお、支出内訳としては公共資産整備「補助金等」支出が約10.8億増加している。

(3) 今後の「公会計改革」推進に向けた取組みと財務書類 4 表の活用方法について:補足意見

なお、補足意見においては、新地方公会計制度と関連のある「健全化判断比率審査意見書」 に掲載した内容を一部再掲している。

① 企業会計システムによる「経営」の視点からの行政運営の見直しについて

国と地方で 1,000 兆円を超える巨額の債務に見られる深刻な財政問題など、今後の地方自治体における財政状況は厳しさを増している。交付税の増額や現状維持もあてにできない状況にあり、国に頼りきらない独自の自助努力や財政運営上の体力確保が望まれる。

また、浜田市においては、平成28年度から普通交付税の合併算定替が縮減され普通交付税額が逓減されていく状況や十分備えのされていない老朽化資産や退職給付債務への対応等を考慮すれば、平成28年度以降を見据えた財政基盤の強化が望まれる。

こうした厳しい財政状況の中、財政健全化を実現するには、従来の単年度・現金主義による 官庁会計には限界がある。複式簿記・発生主義による企業会計への転換により、民間並みの「経 営の視点」から行政運営を見直し、財政健全化を達成することが不可欠である。

連結財務書類4表とその有効活用が今後の行政経営と財政健全化の核となるものである。

② 複式簿記・発生主義による財務会計システムの導入と組織体制の見直しについて

財務会計制度の改革は、今後の「行政経営」の核となるものであり、浜田市においても企業会計システム(複式簿記・発生主義による財務会計システム)導入の検討を開始する時期に来ている。

また、公会計制度の見直しに対応した組織構築や職員配置により、日々の取引情報からの財務書類作成や資産管理等の行政経営への活用が図られる。

(総務省方式の問題点等)

現在、浜田市においては、総務省改訂モデルにより財務書類を作成しているが、決算統計の 転記方式のため資産の実態と乖離が生じるなど、多くの問題が指摘されている。

先進事例である東京都・大阪府方式なども含めて、どの方式が最も効果があるか十分に検討の上、導入を判断する必要がある。

東京都・大阪府方式では、日々の取引から複式簿記・発生主義による会計処理を行っており、 固定資産台帳も「建設仮勘定」を用いるなどより実態に即した会計システムを導入している。 いずれにしても、実際に「行政経営」に活用できる方式を採用することが重要である。

③ 職員の複式簿記の技能取得と「経営感覚」の醸成及び外部専門家との連携について

財務書類 4 表を適正に作成し、行政経営に活用するには、職員の複式簿記や企業会計の技能 取得と「経営感覚」の醸成が不可欠である。各種研修への参加を積極的に促すとともに、資格 取得(日商簿記検定等)を奨励するなど職員の簿記および企業会計のレベルアップと行政経営 への活用が求められる。

また、外部専門家(公認会計士や税理士)との連携も重要である。

④ 事業執行における費用対効果の測定について

「行政コスト計算書」や行政評価制度等によって、人件費等も含めた事業執行に係る費用対効果を測定することが可能である。また、予算編成等にも活用できる。

事業別や施設別の行政コスト計算書の作成により、費用対効果による優先順位に基づいた取 捨選択が可能となる。

⑤ 職員の労働生産性の測定について

職員が大幅に減少していく中、連結財務書類 4 表の発生主義による 1 人当たり平均人件費が年間約 950 万円(普通会計及び公営事業会計における試算:退職手当繰入、賞与引当金、福利厚生費も含む)である正規職員が、高度で専門的な業務や市民サービスに直結する業務執行に専念し、簡易で定型的な事務処理業務等を嘱託職員化や外部委託化するため、事業執行における職員人件費の費用対効果(職員 1 人当たりの労働生産性等)を測定することも必要である。人員配置の見直し、機構組織の見直しにも活用できる。

⑥ 受益者負担の測定(税負担とサービスの公平性の確保)について

特定の受益者、一部の受益者の受益を、受益を享受していない市民の税金で賄うことは、受益者負担の観点から不公平を招くことになる。よって、受益に見合う負担、又は負担に見合う受益を測定することが必要である。「行政コスト計算書」は受益者負担測定のツールとなる。

例えば、一部の公の施設で、受益者負担率が 10%にも満たない施設があり (9 割以上を受益者以外の市民から賄っていることになる)、施設のあり方そのものも含め見直しが必要である。さらに、公営企業会計(水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業等) や特別会計(国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計等)において、一般会計等からの基準を超える繰出し等により収支均衡を確保している会計がある。一般会計等からの繰出金により収支バランスを確保すれば、個々の事業の実質的な経営実態が見えなくなるため、受益者負担の観点から見直しが必要である。

⑦ 発生主義による債務への対応と「世代間負担の公平性」の測定について

「連結貸借対照表」等により「世代間負担の公平性」を測定できる。

特に、退職手当引当金(平成21年度末で約68.7億円)については、将来世代が現役世代のつけを負うことがないよう公平性を測定し、負担率の引き上げや給付水準の引き下げ等の見直しを早急に検討する必要がある。将来世代へつけを残さないよう「世代間負担の公平性」確保の観点から見直しを行うことが必要である。

浜田市においては、中長期的に、「大量退職」が発生し支給額が大幅に増加する時期が到来する。平成28年度以降の合併算定替が縮減されていく時期と重なることは要注意であり、支給と 負担のバランスについて議論を開始する時期に来ている。

浜田市の場合、「退職手当組合」に加入しているため、組合全体における各市町村からの負担金累計と同組合から各市町村へ支給された退職手当金累計との収支バランスや、年度末における同組合の基金残高の状況を厳しく注視する必要がある。加入全団体の退職給付債務残高に見合う備えが十分なされ、将来世代への過度の負担を残さないよう注視すべきである。

⑧ 事業のトータルコストの把握や資産老朽化による維持・更新需要の測定について

「連結財務書類 4 表」の各計算書は、将来にわたる総事業費、新規投資や取替投資の意思決定、税金投入の意思決定等に有効である。初期投資のみならず、償却費や維持更新費用等のトータルコストを把握することが可能となる。

また、中長期的視野にたった場合、財政運営上の最大の課題は、保有資産である道路、橋梁等のインフラ資産、公の施設等の老朽化に伴う多額の維持修繕・更新需要に係る負担である。

資産老朽化と維持・更新需要を把握する一つの方法は、企業会計の発生主義による試算である。老朽化の目安(維持更新需要、あるいはその先送りかどうかを見る一つの目安)である耐用年数に基づく償却の割合により測定できる。耐用年数を経過すれば、一応更新時期が到来しているか、あるいは大規模な維持修繕等が必要になると考えられる。

参考として、財務書類 4 表の有形固定資産台帳をもとに、定額法により償却した老朽化率は以下のとおりである。(ただし、あくまで、総務省の「新地方公会計制度」を活用した試算であり、実際に、後述する金額が将来負担に見込まれる訳ではない。)

資産老朽化率(%)=47.8%(減価償却累計額÷償却資産取得価額×100)

=110,960,717 千円 $\div 231,901,577$ 千円 $\times 100$

有形固定資産内訳ごとの資産老朽化率(平成21年度)

(単位:百万円・%)

有形固定資産内訳	目 的	償却資産取得価額	減価償却累計額	資産老朽化比率
生活インフラ・国土保全	土木費	92, 353	37, 199	40. 3
教育	教育費	38, 580	12, 531	32. 5
福祉	民生費	10, 767	6, 087	56. 5
環境衛生	衛生費	5, 773	3, 280	56. 8
産業振興	労働費、農林水産業 費、商工費	61, 686	40, 537	65. 7
消防	消防費	2, 996	2, 228	74. 3
総務	総務費、その他	19, 746	9, 099	46. 1
合 計		231, 902	110, 961	47. 8

平成21年度決算における普通会計の財務書類においての資産の老朽化率は47.8%で、前年度 (平成20年度)の46.5%より1.3ポイント進行している。消防施設、産業振興(労働費、農林 水産業費、商工費)、環境衛生(衛生費)、福祉(民生費)で老朽化度合いが高くなっている。

償却率 47.8%のため、取得価額約 2,319 億円に対する減価償却累計額が約 1,110 億円発生している。事業費に対する国県補助等の特定財源や起債に係る交付税措置の割合を 7~8 割程度と仮定した場合、減価償却累計額(更新需要を見る目安)約 1,110 億円に対し、現時点において既に 200 億~300 億円程度の維持更新負担が発生していると試算できる。この既に発生している費用に対して、見合いの備えが必要である。

(ただし、財務書類 4 表における固定資産の取得価額は、決算統計上の普通建設事業費の積み上げであることと、決算統計作成前の昭和 43 年度以前の資産は計上されていないことには留意が必要である。)

特に、耐用年数を経過した資産(橋梁や学校施設等)、市民の安全や生命にかかわる資産について、計画的に維持補修や更新を実施し、その上で、財政を健全化させていくことが大切である。

そのためには、一度に多額の費用や起債の発行が生じないように、中長期的な維持修繕・更新需要に基づく長寿命化などの資産管理が不可欠である。併せて、施設の統廃合等も大胆に進めていく必要がある。

以上のように、「連結財務書類4表」の導入により、従来の官庁会計では十分把握できなかったコストを認識し、事前に対応を検討することが可能となる。

(関係条文等)

地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方自治法第2条第15項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

・地方自治法第 199 条第 1 項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の 管理を監査する。

地方自治法第 199 条第 2 項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

・地方自治法第 199 条第 3 項

監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。

・地方自治法施行令第140条の6

地方自治法第199条第2項の規定による監査の実施に当たっては、同条第3項の規定によるほか、同条第2項に規定する事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。

連結財務諸表原則注解

【注解 1】重要性の原則の適用について(第二の一及び三)

連結財務諸表を作成するに当たっては、企業集団の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、連結の範囲の決定、持分法の適用範囲の決定、子会社の決算日が連結決算日と異なる場合の仮決算の手続、連結のための個別財務諸表の修正、子会社の資産及び負債の評価、連結調整勘定の処理、未実現損益の消去、連結財務諸表の表示等に関して重要性の原則が適用される。

【注解2】連結のための個別財務諸表の修正について(第二の二)

親会社及び子会社の財務諸表が、減価償却の過不足、資産又は負債の過大又は過少計上等により当該会社の財政状態及び経営成績を適正に示していない場合には、連結財務諸表の作成上これを適正に修正して連結決算を行わなければならない。

ただし、連結財務諸表に重要な影響を与えないと認められる場合には、修正しないことができる。

企業会計原則 第三 貸借対照表原則の五の2項

資産の貸借対照表価額

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。

連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について

第一 企業会計原則と減価償却

一 企業会計原則の規定

減価償却に関する企業会計原則の基本的立場は、貸借対照表原則五の2項に次のごとく示されている。 「資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければな らない。有形固定資産は、その取得原価を当該固定資産の耐用期間にわたり、一定の減価償却方法によ って各事業年度に配分し、無形固定資産及び繰延資産は、有償取得の対価を一定の償却方法によって各 事業年度に配分しなければならない。」

これによって明らかなように、減価償却は、費用配分の原則に基づいて有形固定資産の取得原価をその耐用期間における各事業年度に配分することである。